政府・自民党の
教育労働者・学生への反動的統制
闘争抑圧策動の激化に対決せよ！

怒涛

第98号
1974年3月16日
本号8頁　80円
(99号とも120円)

発行所
東京都豊島区池袋
2—11—2白石ビル
怒涛社
電話(982)3312
振替(東京)147121
編集発行人　中川　進

プロレタリア世界革命の旗の下
万国の労働者団結せよ！
労働者共産主義委員会

石油製品の暴騰など七三年の相次ぐ労働者人民への犠牲の強要と生活圧迫という情況の下で迎えた七三通常国会は、予算案の衆院通過によって予算審議をめぐる与野党の攻防から、諸法案の審議へその中心が変ろうとしている。このような情況の下での各党の主張と活動は、そのまま、階級的性格をむきだしにしている。衆院予算委員会の物価問題集中審議で自民党は自らが独占資本の利益の政治的代弁者であり労働者人民の闘いをなだめすかし抑圧する存在であることを幾度となく示してくれた。

自民党は、大企業代表者の国会喚問において出席の義務、偽証の際の罰則などをもつ「証人」方法をしりぞけ規制力をもたない「参考人」方法を強硬に主張し採用させ労働者人民への犠牲のうえに巨額の利益をもった一部の資本家、経営者を、"ウソも適当にのべてもいいし、出席したくなければしなくてもよい"ような方法で彼らの逃げ道を何重にも保障してやったのである。

もともと自民党の行動が、独占資本の寄金によって保障されていることをみれば、自民党が労働者に敵対し、ひとにぎりの資本家のために働いていることもつなずけることである。二月十二日のマス・コミ報道によれば、自民党の"台所"である国民協会は、石油連盟など業界十九団体、企業七百五十一社の会費新規わりあて額をきめたといわれる。昨年の四・一億二億七千六百三十四万七千円の定期月額会費を集め、そのほか臨時会費、寄付などをうけようとしている。

「自由社会を守り、企業の経済活動の基盤を維持するために」(よびかけ)うけている自民党の献金は、労働者の血と汗によって作りだされた生産物を売って搾りとられたものである。自民党は、国会前半戦でかくして、のらりくらりと逃げまわって独占資本の利益を擁護してきたのであるが、経済的不安定を彼らの流儀でも改善することに自らも不安をもちはじめるや、イデオロギー的に国民意識の統一をはかろうとし、野党との対決を、「教育問題」に求め、参議院選挙において、教育問題における議論で、経済問題での「失政」をカバーしようとしている。

首相・田中と文相・奥野が教員の政治活動の規制、国旗、国歌の法制化を今国会でも行いたいなどと突如もち出したのも人民が、選挙で自民党の大幅減を強制するかもしれないことに対する自民党のあせりのあらわれであろう。

三月十三日、予算案の衆院通過後、自民党質問者は、日教組批判を中心として政府の見解をただしはじめた。

「破防法の適用容疑団体である共産党に所属する教師に、正しい教育ができるはずがない。日教組は、民主主義破壊の攻撃をしている」(宝賀和郎の質問)なる発言に対し、奥野は「日教組は、運動方針で社会主義社会の実現をめざし、青少年をその担い手として育てるといっている」「二年も前から違法な政治ストのスケジュールを決めている」などと答え、首相もこれに同調し、教員の政治活動規制のための刑事罰設置を主張した。

さらに「日教組は、政府が国旗国歌を強要してるかのようにみせかけて、自然な国民感情をおさえつけ革命路線をつっぱしろうとしている」(自民党 鬼丸勝之 の質問)という意見に対し、田中は「日の丸と君が代を正式に国旗、国歌として法律で制定する時期にきた」と答弁し、奥野は、国旗の掲揚、国家の斉唱を学習指導要領で義務づける方針を示唆した。

また、田中は「自分達を労働者と規定してはばからない先生は、崇高な使命をもった"聖職"を自ら放棄するものであり、禁止された政治活動を続けるなら、立法措置もある」と答弁した。

政府・自民党は、日教組攻撃を行う際に共産党党員が多いことを理由にとりあげているからといってこの問題が、自民党と共産党の論争であるわけではない。

自民党は、教育労働者、学生や労働者階級人民全体に対する闘争抑圧の手段としてこの問題をとりあげているのである。

このことは田中が答弁にあたって「"外人部隊"などとよばれる関係のない人間が教室や研究室を占拠し、殺人まで犯すような事態を見すごすことはできない」だの、東大地震研究所や東大脳神経外科教室などを指して「少くとも国公立大学に対しては、法律でちゃんとしなければならない」だの、と法律による直接の管理強化を一連の問題として出している点も考慮しなければならない。

これに対し、日教組、槙枝委員長は「最近の日教組に対する政府・自民党の攻撃は、参院選を意識した計画的な挑発であり、これにうかうかと乗ることは相手の術中にはまることになるので日教組としては事態を静観する。今後も正面切って四つに組んで闘うつもりはない」とのべ、さらに、教師の政治活動の規制立法化については「現在、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法などによって裁判官なみに規制されており、これ以上禁止できないはずだ。やるとすれば投票禁止しかない」と反論した。

田中が、予算委員会でのべた「最高裁判事よりもっと高い待遇をしてもよいと考えている」などと思いつきの空文句をのべていることをみれば、参院選を前にして教育労働者や父兄へのけん制球の意味もふくまれているであろう。

だが、今国会においては「教員人材確保法」を成立させ「教頭職法制化」を行い、八月に期限をむかえる「大学臨時措置法」の延長を行うことを決め筑波大学を開校し、各国立大の機構改組案による徐々なる筑波大学方式の導入など教育機関の人事、管理、統制、権限を、文部省あるいはその肝入りの少数の限られた人数の機関にすいあげようとしている。

槙枝の反論は、「黙殺」戦術ということであるが、政府が「政治活動の規制法を作るとすれば投票禁止しかない」とまずありえない予想をたてて反論しており、その黙殺戦術はそれ以外の政治活動の規制は仕方ないのだというものなのである。

槙枝は昨年来、人材確保法案成立を前にして「五段階のランクがなければ成立させてよい」とする覚え書きを文部省との間にとりかわし、文部省筋、ブルジョアマスコミの論説委員たちに大いにほめられたものである。「戦後の教育史は、見方によれば文部省と日教組の対立抗争の歴史であったといえよう。しかし、最近は両者は、対立する中で共通点を見いだし、教育の向上に努力しようという姿勢をみせてきた。今国会で成立した『人材確保法』なども、両者が歩みよって教員の待遇改善を実現した明るいケースだった」(読売社説3・15)「個々の教育課題についてみるとき、その問題意識にしろ、対策にしろ、文部省と日教組との間には意外なほどの共通点があることである」(毎日社説3・16)などなど。

槙枝は、政府への反論の際「労働者としての立場」を放棄し「教師がやっているのは、一市民としての政治に対する行動であり、一市民としての発言権は教師にもあるはずだ」とのべているが、これでは教育労働者が団結して行動をおこすことを否定し、個人として投票を行うというレベルに後退しすでに、文部省の思惑に属しているのである。

人材確保法が、教育労働者内の分断をはかっただけでなく、他の労働者との分断をもちこみ"聖職"化をねらったものであったことを槙枝は看過し、肉体労働と精神労働の間に質の差を設けるという資本家階級の支配の仕方に積極的に賛成していたのである。

田中の意図は実質上の立法措置をとろうとしているのか、参院選への選挙世論のもりあげをねらっているのかの憶測が労働者階級に必要なのではなかろう。すでに、ブルジョアマスコミが「教育を政争の具とするな」などとケンカ両成敗的な発言を一斉に組織し口先では「政府の立法措置批判」をしながらも、実際上は日教組内部の「階級闘争」の立場にたつ部分を攻撃し協調主義(文部省・教組の協調)を推奨している形で、世論作りをはじめたこと自身、政府・自民党の意図したところであっただろう。

文部省が、資本家階級の意を代表してブルジョアジーの政治的見解「を教科書」の中に「教育方法」の中に「学校の管理方法」の中にもちこんでいるのであり、教育が、支配階級の政治的上部構造の一部をなしている厳然たる事実に対し「教育を政争の具とするな」などという第三者面した主張は、支配階級にとって教組の口を封じ支配する上での絶好の歓迎者なのである。

こうした点をふまえるとき、日教組中央の"黙殺戦術"が、敵の挑発にのらないという意味での積極的戦術でありうるか否かは、はなはだ疑問の多いところである。

むしろ、槙枝の反論、言葉通り解するならば、"黙殺戦術"が、"教師の選挙投票行為ができるまでは、反対しない"ということを意味する危険性を率直に指摘しないわけにはいかない。

とりわけ田中は、政治活動の規制については、「国旗の掲揚、国歌の斉唱」を指導要領の中に組みこみ、これを拒否する教育労働者に「政治闘争を行った」かどでパージを行っていくことなど実質的なレッドパージを十分考えていると考えられるのであり、ますます、政治的組織的な対処が必要となっているのである。

人事院は、教員人材確保法の成立にともない「今年一月一日から小中学校教員の給与を九%、高校教員給与を五・五%、それぞれひきあげるようすみやかに措置されたい」旨の勧告を行い、政府はこれをうけ、勧告の完全実施を最近決めた。今回の勧告にもとずく変更では「公務員一般職(上級乙採用)には追いこされない給与体系」が作りあげられたのである。この実質賃金のアップは教育労働者自身の団結にもとずく賃金の獲得ではなく、民間労働者や一般職公務員労働者と異る専門職すなわち労働者ではない"聖職者"への報酬としてであり、政治闘争はいわずもがな経済闘争の組織化への抑圧の導入口としてもねらったものであったのである。

すでにこうした政府の攻撃に日教組が屈服したことの表現として一昨年都教組内部から事務職員労働者が組織離脱したことがあるのである。

先進的労働者は時間外手当の要求の運動に対して教師は労働者と異るから時間外手当はほうえないということを理由に教師全体に特別手当四%の支給を行った際、この賃金分を「きたない金」としてつき返した闘いを行った。日共・社会党系がその指導的地位をしめ、非組合員がかなり多い組織状況のもとでは、そうした闘いも必ずしも大きなひろがりをみせなかった。今回も「きたない金」の同じ問題が提起されている。だが、結果が個人と当局の間の闘いに解消してしまうことに留意しつつ「組織」として闘う必要がある。教師を他の労働者と差別し闘争抑圧をねらう政府のやり方を批判し、組織的な行動、たとえば分会、支部単位の決定とそれにもとずく行動にするため一貫した闘いをおしすすめる必要があるだろう。

日本共産党は、戦闘的学生の支配階級に対する闘いに対して、「暴力学生」よばわりし、自民党・政府の「日共暴力革命」批判に対して「階級融和的けっぺき性」を証明するために、先進的学生や労働者の告訴告発運動を行い、日共系全学連の運動方針に"みだりにストライキをやらないことを決議させる"指導したり、教組のストライキには、保安要員をおくべきだなどとする活動を行ってきた。今回も、また、須藤五郎は「暴力学生」を泳がせているのは自由党なのに」それを教組のせいにしかも日共と二重写しにして批判することは的はずれだと一生懸命、階級的見解を否定し「国民教育」という文部省と同じ土俵での議論に自らを誘導し、自民党の意図するところにすっぽりはまりこみ、教育労働者の戦闘性をほねぬきにし、共産党への議会進出への支持だけはとりつけようとする対応を行っているのである。

教組に属する教育労働者はいわずもがなすべての労働者人民が一層団結して政府・自民党の、教育労働者の政治活動規制に反対し、「国旗掲揚・国歌斉唱」の義務づけ化に反対し、一部上層への管理統制権限のすいあげ、強化に反対する大衆的戦線をもってこたえることはきわめて「重要な」ことである。

「教員政治活動規制」・「大学管理強化」などを強力に主張する支配階級

パレスチナ革命から日本人民へのメッセージ

PLOの一機関であるパレスチナ報道機関の「アル・ワッファ」の三月七日号は、昨年、日本の外務省によって入国を拒否された、アンワル・アブデラハマン氏署名による次のような文章を掲載している。(訳—編集局責任)

◎日本の汚れた役割

親愛なる戦闘的な日本人民の皆さん！

敵は、革命的な正当性に対抗するために武器を保持している者であることを、我々は歴史から学んでいる。二つのイデオギー間、すなわち革命的なイデオロギーと反革命的イデオロギーの間で闘争が続いて行くだろうことも、また、我々は同じ歴史から学んでいる。

従って、我々が日本軍国主義の侵略的な領土拡張主義の性格を分析するとき、われわれは、エコノミック・ビースト(野獣)の封建的体制によって率いられた薩摩帝国主義であるというはっきりした正確な描像をえがくことができる。このエコノミック・ビーストは、近代的開化の歴史上、最も残虐なやり方で日本の労働者階級を搾取し、彼らにおぶさって急速な前進をしてきたのである。

もし田中内閣が、なんらかの新しい役割を演じているとしても、それは、実際には佐藤栄作の失政を継続するものである。反動的な日本政府は、一億の日本人民の血、朝鮮南部の闘う民族の血を吸うことに楽しみをみいだしている。しかも、タイ、インドネシアの民族そしてワシントンやテル・アヴィブの独占資本家どもにとって、利益になる他の地域の人民の血をも…。

我々は、ここでは日本政府について、また日本政府とアラブ世界とりわけパレスチナの大義との関係について議論しよう。日本は、アラブの大義からみて、少くとも中立的な立場をとることなしに多大の獲得物と巨大な利潤を手に入れようと努力している。

日本は石油危機の結果として、日本にふりかかる災難という恐れの増加とともにアラブ民族の民族的大志に対する敵対をより強めている。

パレスチナ革命は、非常によく帝国主義者の本性を知っているし、また、パレスチナ人民やラテンアメリカ人民の大義に敵対する日本の立場を分析している。

例えば、NHKとそのテレビ番組は、はっきりと、あけすけに、パレスチナ人に対する敵意を明らかにしている。さらにまた、日本政府は、正義に基づく平和の基盤をきずくためにそして科学的基礎の上に民主的社会を建設するために闘つ、パレスチナ人民の武装した戦闘について、真の事実に言及することを新聞に対して禁止している。パレスチナ革命は、アラブ人とユダヤ人の諸問題のすべてを解決し、中東での軍事的な帝国主義の存在をやめさせるばかりでなく、ニクソンや日本の右翼的な支配政党やその内外での代理人どもによって率られた反動勢力を打ち破るだろう。

今日、日本の帝国主義者、独占資本家は、友好的で平和を愛する日本の国に石油が不足しているといって不平を述べている。だが彼らは、何百万ドルをゆすりとり、主人であるアメリカのために武器を買うためにそう言うのであり、日本人民の繁栄や福祉のためではなく、あるいは抑圧された民族を援助するためではない。たとえば、日本の物価「狂騰」は、日本の労働者や抑圧された階級の利益とはならず、確実に、血と奴隷の商人どものためになっている。

すべてこれらの破壊状況は、民族の独立と自由を求めるすべての民族に敵対し、抑圧し支配する日本政府の政策の結果である。何故ならば、天皇とその一族に率られた日本の支配者は、誠実な日本人の尊敬を守ることなく、マッカーサーに対してすすんで降伏したからである。また、日本赤軍やその他の部分が、政府に反対して闘いを組織したからである。日本人民は、ファシスト的軍国主義者や、ワシントンの犬であり毒へびである者どもの手から、自らの列島を解放するために武装闘争を確かに組織するであろう。

パレスチナ人民は、首相田中角栄とその一派に率られた権力機関に抵抗するすべての民主的と勢力政党により一層の支持を提供するであろう。

我々は、帝国主義的軍国主義に反対する革命的な武装力を求め日本政府に反対する政治的また軍事的闘争を求める誠実な革命家、そして農業労働者、工業労働者のあなた方を支持する。

我々の革命は一つのものであり、民族的権力を樹立するという我々の宿願も一つである。

日本人民とアラブ、パレスチナ人民の友好よ、永遠に！

共産主義革命と婦人解放

槇田昇

「三・八国際婦人デー」

三月八日は、全世界の労働婦人をはじめとする働く婦人の団結と婦人解放を記念する「三・八国際婦人デー」である。

われわれがプロレタリア解放の事業において、一つの核心的な重要な分野を占める婦人解放のための闘いを前進させるうえで、「三・八国際婦人デー」を記念した、歴史上の闘いの積極的意義をみることは重要なことである。

今日、各国で行なわれている「国際婦人デー」は、一九一〇年八月、第二回国際社会主義婦人会議（一七か国から約百名の代表が参加）で、クララ・ツェトキン、ケーテ・デュンカーなどによって提案された決議が採択されたことによって設立された。

しかし、それに先だって、アメリカでは、一九世紀末婦人労働者の「男女同一賃金」「婦人参政権」などを要求する闘いが高揚し一九〇四年には、アメリカの婦人社会主義者の会議が開かれ、特別な婦人デーを設定することが提案され、その後アメリカ各地で、婦人デーを期して闘いが展開された。また、一九〇四年（一九〇八年という説もある）三月八日、ニューヨーク・イースト・サイドの街頭で婦人裁縫労働者などは「パンをよこせ」「婦人に参政権を与えよ」と要求する大デモンストレーションを行なった。

アメリカでの、こうした婦人運動を背景として、前述した一九一〇年の会議で、「三・八国際婦人デー」が設定されたと思われる。

「三・八国際婦人デー」の闘いは、各国の国家権力の弾圧によって、年によっては中止せざるをえない時もあったが、今日まで各国の婦人労働者を中心とした闘いとして受け継がれ、婦人解放闘争、階級闘争の前進を切り開いてきた。

とりわけ、一九一七年のロシア二月革命の発端となった「国際婦人デー」当日（三月八日は、旧暦では二月二十三日にあたる）のロシア婦人労働者の闘いは、「国際婦人デー」の歴史に、なお一層のプロレタリア的革命的性格をもたらした。当日、ペトログラードの婦人労働者は、多くの工場や職場でストライキを宣言し、「パン、燃料」などを要求し、街頭で武装警官、コサック兵と戦闘的に闘った。更に引き続いた三月九日、十日の、婦人労働者のデモンストレーションは、他の労働者にも波及し、二月革命の序曲となったのである。

婦人解放闘争の革命的傾向を引き継ぎ、発展させ、婦人労働者をはじめとし、広汎な働く婦人の団結と闘争の前進をかちとらなければならない。

婦人労働者の状態と資本の攻撃

今日の資本制社会において、婦人は、ブルジョア家族制度の下、「家内奴隷」として、男性に従属した地位におかれている。また婦人の大多数は、賃労働、家族労働あるいは家庭内での内職などを通して、政府あるいは資本家どもに搾取、収奪、抑圧されている。更に婦人労働者は、男性労働者に比べてもより一層搾取されている。

資本家的生産方法、とりわけ、機械制大工業の発展とともに、婦人の多くは、資本の下に、賃金奴隷として大規模に狩り出され、不当な低賃金、労働強化で高搾取され、また母性の破壊、職業病のまんえんなどに苦しんでいる。

今日の日本の婦人労働者数は労働省婦人少年局の「婦人労働の概況」（労働時報、一九七三年五月号）によると、一九七二年現在（以下同じ）全雇用者総数、三、四五二万人中、一、一二〇万人、三十二・四%を占めている。（自営業の婦人二八三万人、農林業など「家族従業者」の婦人五五一万人を含めると働く婦人の総数は一、九五四万人になる。成人婦人人口（十五歳以上人口）は、四、一四八万人であり、老齢、病気その他の理由で労働が不可能なもの三六五万人を除くと、そのうちの過半数以上の、一、九五四万人が「働く婦人」であり、家庭婦人は、一、四七四万人、学生は三一九万人という構成である。だが、統計にのらない家庭婦人のパートや内職は、かなりの数に上るといわれ、家事専業の家庭婦人は、前に上げた数よりもかなり下回るといわれている）

婦人労働者を産業別にみると、婦人の最も多く就労している産業は製造業（婦人労働者総数中、三十三、七%）で、次いで、卸小売業、金融・保険業、不動産業（同二十九・四%）、サービス業（同二十五・三%）と多く、以上の産業に、婦人労働者の八十八・四%、九八九万人が集中している。そして、職業別にみると、婦人労働者が最も多く就労している職業は「事務」で、婦人労働者の三十一・一%を占めている。ついで「技能工生産工程」（二十七・三%）、「販売」（十・四%）、「サービス」（十三・六%）などとなっている。

あくなき利潤拡大を追求する資本の要求によって、狩り出された婦人労働者もブルジョア家族制度の下で、子を産み、育てる性、家事労働を主要に担わさせられている性として社会的にも差別されていることを利用して、労働でも、その多くが、単純労働、非熟練労働、あるいは補助的作業など、簡単に代替可能、使いすて可能な労働に従事させられざるをえないのが実情である。

資本家どもは、こうしたことを前提として、婦人の生涯を若年労働―結婚退職（出産、育児）―中高年再雇用（臨時、パート雇用）というライフサイクルにあてはめ、いわゆるM字型雇用型体として体系的に婦人労働力対策を推し進めているのである。

資本家でもブルジョア家族制度を利用した婦人への差別抑圧は婦人労働者への過酷な搾取をみれば、より一層明らかである。

一九七二年の賃金をみると、労働省婦人少年局報告「婦人労働の実情」によってすら、婦人労働者の賃金は、平均で、男性労働者の五十・二%でしかない。しかも、三十歳までは、年齢とともに、ある程度上昇しているが三十歳をすぎると六十歳までおおむね横ばいの状態である。ことに一千人未満の企業では、二十五～二十九歳が、ピークを示し、一般に大多数が出産、育児にかかわらずをえない三十歳以上は、下降線をたどり、年齢とともに賃金低下となっている。

"育児、家事などは、婦人の天職である"という社会的に支配的な考え方のもとに、婦人労働は第二義的なもの（育児、家事などが第一義的なもの）としてみなされ、婦人は資本によって賃金差別をうけ、強搾取に苦しんでいる。

また、資本家どもの過酷な労働条件、労働強化の下で、母性の破壊、婦人の健康破壊はくり返されている。

出産、育児、家事が個別家族での活動（とりわけ婦人の）として扱われている現在、「母性保護」や「哺乳中の婦人の労働時間を短縮すること（有給で）」などの社会的措置はほとんどなされていない。それらの措置は、かえって個別資本にとっては、利潤追求の目的を阻害する要因として存在しているのである。

婦人労働者を先頭とする労働者の闘いによって、一定程度、法律に「母性保護」などをかかげざるをえなくなったが、多くの企業においては、「母性保護」などは実施されていない。たとえ、部分的に行なわれていたとしても、資本家はそのしわ寄せを他の労働者に労働強化として押しつけているのが実情である。

更に、七〇年十月に出された東京商工会議所の「労基法改正に関する意見書」の発表とともに、資本の攻撃は、既得権すら剥奪するものとして強化されている。

たとえば、繊維産業で、婦人の深夜労働が行なわれたり、金融業では、残業時間制限の違反など労基法にすら違反する件数がますます増加している。

政府、資本家階級は、今日、安く、意のままに婦人労働力を利用せんとして、婦人労働力対策のための諸攻撃を強めている。

七〇年五月に出された自民党の「勤労婦人福祉対策五カ年計画」や、労働省婦人少年局の「婦人の就業に関する基本的な考え方」、労働省七二年度新労働政策などの一連の婦人労働力政策を土台として、七二年六月国会で可決された「勤労婦人福祉法」、今国会に上呈されている「優生保護法改正」案、先程述べた労基法改悪や「特定職職員育児休暇制案」などの諸策動としてである。

労働力不足を婦人労働力で（特に中高年婦人の）補おうとし「家庭生活と職業生活の調和」「婦人の能力開発」などといいつつ、婦人を家庭から引きずり出して、低い権利と強搾取の下に、こき使い（不況の時、真先に首を切られるのは婦人とりわけ「有夫」の婦人であるが）、全く資本の要請に沿う形で、攻撃は巧妙に、体系的にかけられている。また、ブルジョア社会秩序の重要な基底をなすブルジョア家族制度・秩序を維持強化するイデオロギー的教育的側面をもった攻撃としておし進められている。

婦人解放の基本的方向性

資本制社会での婦人労働が、とりわけプロレタリア婦人の労働が悲惨でいとわしいものであり、婦人の地位が、他の階級社会での地位と同じく、ブルジョア社会でも劣ったものとして位置づけられ、私的所有制―ブルジョア家族制度の下で、差別され抑圧されつづけている状態に変りはない。

だが、資本制生産の発展、とりわけ婦人も含む労働者階級の団結の強化とともに、婦人の賃金労働からの解放の諸条件が成熟しつつあることをみることができる。だが、資本制社会における婦人が、社会一般で、差別されていることをみると、婦人の解放は、賃金奴隷からの解放のみで達成できない。婦人の被差別的地位からの解放が同時に、重要な課題となる。

この点においても、われわれは、資本制生産、とりわけ大工業の発展とプロレタリアートの形成の中に、婦人の被差別的地位からの解放の基本的方向性をつかみとることができる。

階級と私的所有の発生は、以後の階級社会を通じてみられる女性の男性への隷属を導いたが、ブルジョア社会とともに発生し、ブルジョア支配の転覆―階級の消滅、私的所有を廃止しうる革命的階級、労働者階級の形成とわかちがたく結びついて婦人の被差別的地位からの解放の基本的方向性が萌芽的ではあれ形成されつつある。

すなわち「単婚と男性の支配とは、まさに財産の保全と相続のためにこそつくりだされたのであるが、ここでは（プロレタリアートにおいては――引用者）その財産がまったく欠けており、したがって、ここでは男性の支配を主張する動機もまたまったく欠けている。……しかもそのうえ、大工業が女性を家庭から労働市場へ、工場へと移し、彼女をきわめてしばしば家族の扶養者にするようになって以来、プロレタリアの家では、男性の支配の残りかすまでもが、そのすべての基盤を失った。――単婚の採用以来広まった、女性にたいする虐待の一部がまだ残ってでもいなければ。」（エンゲルス「家族・私有財産・国家の起源」）という点においてである。

プロレタリアの男女に萌芽的に、全社会的規模で実現したとしても、育児、家事などが婚姻しているプロレタリア男女の私的な活動としてなされる限り、階級社会からの慣習の力も加わり、結局それらの活動の大半が婦人におしつけられ、女性差別をもたらす物質的基盤が残るからである。

その意味で、食堂、洗たく所、保育園などの大規模共同施設を社会的に保証し、家事、育児などから婦人が解放され、労働のみならず、社会的政治的文化的諸活動を可能とする諸条件を確立することが必要である。

これに似た施設は、さまざまな形態をもって、資本制度社会にも存在している。だが、そのほとんどは、ブルジョア的私的所有制の下で、利潤追求を目的として設置、営業されているため、婦人解放の諸条件とはなり得ない。むしろ、婦人がそれを利用しようとするならば、婦人自らが賃金奴隷として、資本に（より）搾取されるか男性がより以上に賃金労働を提供し、搾取されるかのいずれかである。

したがって、「家事家政を解消して社会的な消費経済をうちたて」（レーニン青年・婦人論）、家内奴隷制からの婦人の解放を実現するためにも、また、われわれは私的所有の廃止、ブルジョア支配の打倒が不可欠な課題であることをみてとることができる。

今までみてきたことから明らかなように、婦人の差別抑圧された地位からの解放は、私的所有制を維持、強化するものの一環として、存在しているブルジョア家族制度からの解放が根本問題としてある。このことは、婦人の解放は、私的所有の廃止にかかっており、まさしく婦人解放は、共産主義革命の重要な分野を占めているといわれる根拠でもある。

こうして「歴史に現われる最初の階級対立は、一夫一婦制における男女の敵対関係の発展と合致し、また最初の階級抑圧は、男性による女性の抑圧と合致する」（エンゲルス同前）のと同じ意味合いで、プロレタリア解放による階級の消滅は、同時に、一夫一婦制の女性に対する抑圧的状態の消滅女性の被差別的地位の廃止となる。」

エチオピア　兵士・労働者・学生が決起

エチオピア帝国の兵士の反乱に始った大衆的決起は、都市においては、ゼネストの貫徹によって封建的性格の強い現帝制を大きくゆさぶり、賃上げなどの譲歩によって「収束」を貫こうとする支配階級と急進的な労働者・兵士・学生の対決は半月後の現在もまだ続いている。

エチオピアの人民の闘争は、エリトリアの首都であるアスマラへの派遣軍兵士・将校が省知事、高級将校を逮捕し、放送局などを占拠したことから大きく拡がった。しかし、これは孤立した動きではなく、学生などの、人民の困窮を救えという闘争が最近もりあがっていた矢先であった。

エチオピアにおける人民の生活は、「数十人の大地主」による農地の封建的領有、小作人支配にもっとも象徴的に示されるものである。三年連続の干ばつで昨年末には推計（国連による）五万から十万の人民が餓死したと言われる！さらに、伝染病が拡大した。ところが、エチオピア政府は、この当然予想された餓死に対してすら、何のはっきりした措置をもとろうとしなかった。さらにそれを陰ぺいしようとさえした のである。ある報道はその原因を「政府のプライドと、官僚の食料供給権でのなわばり根性」のために、いんぺいが行われたのだと言っている。ワロー地方の飢餓を訴える行動を起した学生たちが警察の手で射殺されたなどのような多くの反人民的事件も伝えられている。こうした飢餓は決して自然災害のみによるものではない。エチオピア農民は地主に収穫の二分の一から四分の三を小作料としてとりあげられてしまうのである。

三年続きの干ばつとこの強収奪の結果として農民は、備蓄も種まき用穀物も、家畜もすべて食べつくしてしまい、大量の飢餓を生み出した。そして、たとえばワーロー地方政府は「救援募金を拒絶」したなどというような封建的支配層のあまりにも反人民的行動が至る所で追いうちをかけるように行われたのである。国連機関ですらハイレ・シェラシエを「無責任かつ非人間的」と公然と非難したのは全く当然である。

現在も、この農民の状態は続いているばかりか、完全に収奪され難民化した農民には再び地主＝収奪者と反人民的政府の抑圧だけが待ち構えている。

都市の労働者（くわしくは不明だが十数万人以上とも言われる。労組員は八万五千以上）の生活もそれより いくらかましという 程度のものでしかない。一般労働者の収入は、一カ月およそ四千五百円という低いものである。そのうえ、アメリカなど帝国主義による搾取と収奪が強化され、飢きんや「石油危機」などによる物価高騰の進行は労働者・人民の生活を極度に圧迫してきているのである。兵士の反乱がさしあたり、基本給与の二倍増を要求して行われたのもこのような 状況を 反映している。そして、兵士の反乱、労働者のゼネスト・学生の闘争が連帯しつつ、人民の生活の擁護をかかげていたのも、また元来反動的なコプト教会の牧師までが賃上げストを宣言したことも、このような状況を反映したものである。

しかし、労働者・兵士・学生の闘争は、単に経済要求だけではなく、帝制に対する政治的要求を強く含むものであった。

兵士反乱は、公式には「反乱ではなく、皇帝へは忠誠」をかかげたものであり、経済要求＝賃上げにしぼられているかのようだが、その底流には、飢きん対策などについての政府批判が含まれていると一般にも言われている。また、多くの下級士官兵士は明らかに、政治体制の変革を要求したと言われる。たとえば、「政治犯釈放、報道の自由、政党制度、自由選挙封建的土地制度の廃止」などである。

労働組合の公式要求は、「賃上げ、労働条件向上、教育無料化、失業年金制実施、生活水準向上、最低賃金制（一日四五〇円）、スト権確立、労組 機関紙の 発禁撤廃」などだといわれる。労働者はゼネストの 団結力を 示して闘った。エチオピアの都市経済は完全にマヒした。

学生のデモは、「小作人に土地を与えよ」「われわれに支配者を選ぶ権利を与えよ」から、「皇帝打倒」などを呼びかけるものであったといわれる。

ハイレ・シェラシエ帝制は反乱に対して全くの反動政治家にすぎないマッコネンの新内閣の組織化によってのりきろうとし、それも不充分と知るや、「①責任内閣制②政府各省、機関相互の関係の明確化③国民の公民権保証の充実④裁判の迅速化のための司法組織の手直し」などを暗示しながら、憲法制定会議の開催を内閣に要請したと五日テレビ放送した。

しかし、譲歩によって「闘争を収束」したあとで「伝統的な封建地主階級の一人一人」であるマッコネンなどが、人民の要求に積極的に応じるわけもなく、十三日には、政府は八人の大学教授を逮捕するなど逆襲を開始している。ハイレ・シェラシエの「放送」の公約もあいまいなものである。

しかし、こうした経過にもかかわらず、エチオピア 労働 者、兵士、人民の行動力の偉大さは、はっきりとこの国の歴史に重要な一歩を印したのである。

【注】エチオピア帝国は、アフリカ東部にある、いわゆる「二千年の帝国」で、アラブ地域の中にありながら、原始キリスト教から分派したコプト教を国教にしているので有名。首都はアジスアベバ。現帝制はエリトリア地域を「海への出口」として不当併合し、エリトリアの人民の解放闘争を弾圧していることは「怒濤」紙上でたびたび紹介されています。

国際プロレタリア革命運動の歴史からの軍事問題における教訓

東竜五

日本の戦闘的左翼と先進的労働者人民は、六七年の二度の羽田闘争を出発点とする一連の武装闘争の経験をもった。

羽田―佐世保―王子―新宿―蒲田と続いた反戦、全学連、全共闘の街頭での機動隊との戦闘、東大・日大を頂点とする全国学園闘争における拠点防衛戦、三里塚での砦防衛戦、それと結びついた周辺での戦闘、および、いくつかの武装グループによる米軍、警察、自衛隊、政府機構への攻撃、火炎ビン、爆弾闘争、武器、資金奪取闘争などである。

これらのたたかいは、日共の五〇年武装闘争の経験に次ぐ戦後二度目の経験であり、今後のたたかいのために教訓を学ぶことが不可欠である。

六三年からの日韓闘争、六五年からのベトナム・砂川闘争、六六年早大学費闘争、六七年明大学費闘争の過程において学生運動の昂揚のきざし、反戦青年委員会の登場と定着化の動きがみえていた。と同時に、それは機動隊の増強によるデモ規制の強化、大学への機動隊の導入による入試の強行、右翼学生による襲撃の頻発と、弾圧とテロルが強まる過程であった。

戦闘的学生は、学費闘争の中で、棍棒、石ころで、はじめて武装し、右翼学生、機動隊とたたかおうとした。そして、この武装は、六七年十月八日と十一月十二日の佐藤の訪ベト・訪米反対のたたかいにおいて機動隊にむけられ、身を挺したベトナム侵略と加担への抗議、糾弾の行動として大きな衝撃を与え労働者人民の広汎な共感をよびおこした。石ころと棍棒、そして、火炎ビンを武器とするたたかいは、労働者人民をたたかいにひきいれ、戦闘意欲をたかめ、強化される権力の弾圧に対決しつつ、六九年蒲田闘争を頂点とし、七二年前後まで激烈に展開された。

これらのたたかいは、警察機動隊の弾圧にたいする全学連、全共闘、反戦などの一つのたたかいの方法、形態として生みだされた。それらはその時々の政治課題を実力で実現せんとするものであったり、政府、警察機動隊による実力行使と弾圧にたいする抗議や糾弾のためのものであったり、その両者が結びついたものであった。

一、戦争に対する共産主義者の対応と軍事上の戦略戦術

共産主義者は、「戦争とは別の手段（つまり武力）による政治の継続である」というクラウゼヴィツのことばをその理論の基礎とし、闘争になっているそれぞれの戦争の意味を考えてきた、とレーニンは指摘している。

戦争は、階級対立がはじまってからの、階級と階級、民族と民族、国家と国家とのあいだの一定の矛盾を軍事的、暴力的に解決するために展開される闘争形態である。それは、別の手段（つまり武力）をもってする政治の継続である。共産主義者は、戦争を政治から切り離し、戦争の階級的性格を捨象して論ずることはしてこなかった。

レーニンは、「社会主義と戦争――戦争にたいする社会主義者の態度」について明らかにしている。

「われわれがブルジョア平和主義者とちがう点は、戦争というものが国内の階級闘争とぬきさしならない関係をもっていることを見ぬき、階級をなくし社会主義をうちたてないかぎり、この世界から戦争をなくしてしまうことはできないことを知っている点である。さらに、われわれが彼らとちがう点は、戦争の一つである国内戦、つまり圧迫階級にたいする被圧迫階級の戦争―奴隷所有者にたいする奴隷の戦争、地主にたいする農奴の戦争、資本家にたいする賃金労働者の戦争の、正当性、進歩的性格、必然性を、われわれが全面的に認める点である。われわれマルクス主義者が、平和主義者とも、また無政府主義者ともちがう点は、われわれがどの戦争についてもそれぞれの特色を、歴史的に（マルクスの弁証法的唯物論的見地から「歴史的に」）分析する必要を認める点である。あらゆる戦争につきもの、おそろしいこと、むごたらしいこと、あらゆる悪徳さ、苦しみにもかかわらず、歴史上には、進歩的戦争、すなわちとくに有害な反動的な制度（たとえば絶対主義とか農奴制）や、ヨーロッパでもっとも野蛮な（トルコとロシアの）専制政治を破壊するのをたすけ、人類の進歩に役立ったような戦争が、いくどかあったのである。」と。

共産主義者は、戦争について、その歴史的、階級的性格を明らかにし、自らの戦争にたいする態度を明らかにしてきた。

それだけでなく同時に、共産主義者は、蜂起、内戦、人民戦争等々、労働者人民の革命と戦争を指導し、先頭にたってたたかってきた。マルクス、エンゲルスは、共産主義者同盟において、一八四八の革命に参加してたたかった。また、第一インターナショナルにおいて、一八七一年パリ・コンミューンを支援する国際的連帯活動のために奮闘した。

レーニンとボルシェヴィキは、一九〇五年のロシア革命、十七年の二～十月革命およびそれにつづく三年間の内戦、対ポーランド戦争を指導し、たたかった。

更に、第二次世界大戦後において国際プロレタリアートは、数多くの武装闘争、蜂起、戦争などの経験をもった。

エストニアのラヴァル蜂起　ドイツのハンブルグ蜂起、中国での広州蜂起、上海蜂起、スペインでの内戦、ソ連の反ファショ戦争、大陸ヨーロッパ諸国での反ファショのパルチザン戦争、中国、朝鮮、インドシナ、フィリピン等々における民族解放のための人民戦争、キューバの革命戦争、それにつづく、ラテンアメリカ諸国での革命戦争、ゲリラ戦、パレスチナ解放のたたかい、アフリカの民族解放のたたかい、そして欧米諸国、日本などにおける「都市ゲリラ」等々。

マルクス主義者は、戦争に対する態度だけでなく、戦争を実際に遂行する方法についても考察してきた。

エンゲルスは、普仏戦争にかんする戦況時評、百科辞典のための軍事用語解説などで、近代の戦争の見地を明らかにし、展開される政治的事象であり、相たたかう軍隊の運動である。したがって、戦争の遂行は、一定の法則性にしたがう人間の能動的活動であることによって戦争の遂行の方法が、一定の体系性をもつものとなるのであり、これが、軍事上の戦争術―戦略、戦術とよばれているものである。

戦略と呼ばれるのは、一定の政治目的を達成するために個々の戦闘を組み合わせ戦争を全体的に遂行する活動の方法、方向のことであり、戦術と呼ばれるのは、戦争における個々の闘争を行う方法、形態――戦闘の行い方のことである。

戦略、戦術は、その時々の生産段階、交通通信状態に依存するものであり、その戦争の歴史的、具体的性格によって、特殊的性格をもっている。

マルクスと第一インターナショナルは、パリ・コンミューンのたたかいを、「史上における唯一の正当な戦争である、その奴隷主に対する奴隷の戦争」（『フランスの内乱』）と評価している。また、レーニンとボルシェヴィキも、パリ・コンミューン二九〇五年の十一・十二月の例を「革命と国内戦の例」としてあげている。

だがしかし、ロシアの二月大革命後の国内戦、そして、中国等での人民戦争等々の経験以前には、マルクス主義者は、一定の長期にわたる革命戦争に直面することはなかった。革命戦争というよりも、蜂起、叛乱というたたかいの準備、参加、指導等の実践的問題に直面した。

二、蜂起に対する共産主義者の見地

マルクス、エンゲルスは、一八四八年のフランス、プロシアの革命の教訓を学び、蜂起やバリケード戦についての科学的洞察を行った。また、レーニンは、一九〇五年の蜂起とパルチザン戦争についての教訓を明らかにし、一九一七年の内乱の時期を革命的に指導し、蜂起を勝利に導いた。

「武装蜂起は、全権力の掌握をめざすことを直接の目的とする。政治闘争が階級と階級の政治権力をめぐる闘争とすれば、プロレタリアートにとって武装蜂起は、政治権力の奪取による階級間の政治的力関係の逆転をめざすものである。抑圧され、支配されてきた階級＝プロレタリアートが、政治的支配を確立し、自らが支配階級となるために不可欠な政治権力の奪取を直接に目的とする政治闘争にほかならないたたかいの指導、蜂起成功後の布告等々の要素が重要である。

武装蜂起における軍事行動は、かたときも攻勢と進攻を停止してはならない。敵の不備に乗じて、奇襲をもって蜂起し、主導性を確保し、徹底的に攻勢を堅持するようにし、反動的支配階級が、反攻の手をうつすきを与えず、ブルジョア軍隊を武装解除し、反革命部隊を消滅し、反革命的首脳たちを捕捉し、完全な勝利まで手をゆるめてはならない。

武装蜂起が日程にのぼったならば、武装蜂起の「予備的段階」というようなことでもたもたしたり、それに狼狽をかけたりけっしてせずに、きわめて広範な大衆のあいだで、武装蜂起を煽動しなければならない。来るべき行動の直接の任務として、死にものぐるいの血なまぐさい殲滅戦が必要だということを大衆にかくすことは、自分自身をも、人民をもあざむくものである。

蜂起のはじまったときに、軍隊を獲得するための闘争が必要である。受動的な態度ではなく、武器を手にし大胆に攻勢をとり攻撃する必要がある。その際指揮者を絶滅し、軍隊を獲得するためにもっとも精力的にたたかう必要があることを強調しなければならない。

正規の蜂起部隊の攻勢と呼応した遊撃隊による パルチザンを組織し、敵を側面や背面から混乱させたり殲滅させたり敵の交通、通信、兵器、物資を破壊、奪取したりすることが必要である。蜂起部隊に組織されきれない大衆をパルチザン的戦闘に動員すること、対峙、守勢を余儀なくされた場合、敵の側面、後方での遊撃的攻撃を組織すること等々である。

「敵にたいする攻撃は、このうえなく精力的なものでなければならない。防禦でなくて攻撃が、大衆のスローガンにならなければならないし、敵を容赦なく全滅させること、これが彼らの任務になるだろう。闘争の組織は、機動的な、柔軟性のあるものとなろう。軍隊の動揺分子は、積極的闘争にひきいれられるだろう。自覚したプロレタリアートの党は、この偉大な闘争において、自己の義務をはたさなければならない。」（レーニン『モスクワ蜂起の教訓』）。

「敵にたいする攻撃は、このうえなく精力的なものでなければならない。防禦でなくて攻撃が、大衆のスローガンにならなければならない。敵を容赦なく全滅させること、これが彼らの任務になるだろう。闘争の組織は、機動的な、柔軟性のあるものとなろう。軍隊の動揺分子は、積極的闘争にひきいれられるだろう。自覚したプロレタリアートの党は、この偉大な闘争において、自己の義務をはたさなければならない。」（レーニン『モスクワ蜂起の教訓』）。

同時に、六九年秋ころから、共産同赤軍派が、「前段階蜂起―革命戦争」を主張し、また、日共神奈川県委革命左派が「人民遊撃戦争路線」を主張し、共に武装闘争を開始した。両派及び連合赤軍の武装闘争とともに、いくつかの党派、武装グループによって、政府、警察、軍事機構にたいする火炎ビン、爆弾などによる数多くのゲリラ的、パルチザン的攻撃が行われた。

これらのいくつかの戦い、攻撃は多くの失敗や敗北、連合赤軍の敗北、権力の「過激派壊滅作戦」の弾圧等々にもかかわらず、資本家や敵権力の侵略、抑圧、弾圧を糾弾し、七〇年闘争において、敵を混乱させ疲れさせ、まちがいなく労働者人民の武装、戦闘への意欲を少なからずたかめた。それだけでなく、極めて初歩的なものだとはいえ、労働者人民の最も先進的部分にとっての軍事的教育、軍事的訓練のためにも少なからず役立っている。

革共同革マル派、第四インター日本支部、などの日和見主義者たちによる否定的評価にもかかわらずパルチザン的ゲラリ的戦闘は、日本階級闘争において極めて的役割を果したのである。

だが、しかし、日本階級闘争が直面している武装闘争の性格、その意義、条件についての正しい科学的考察を欠いており、プロレタリアート独裁樹立にむけて、目的意識的に指導し、たたかいの経験を蓄積し、教訓を充分に生かすことができていないのが現実である。

わが委員会は、プロレタリア解放闘争の前衛として活動する見地から、プロレタリア革命における軍事問題、および、日本での武装闘争にたいする対応を明らかにしてきた。さらに、それらを基礎づけるものとして、国際共産主義運動が実際に直面した軍事活動、指導の歴史から教訓を明らかにしていくことも、必要なことである。とりわけ、労働者人民が主体的におしすすめる戦いについてその目的、性格条件、意義などを明らかにすることは、現に在存している観念的傾向を克服し、日本革命運動における軍事活動の方向を現実的なものとして明らかにすることを助けるものである。■

共産主義革命
第1～4号残部あり！

〈3面からつづく〉

国際プロレタリア革命運動の歴史からの軍事問題における教訓

三、遊撃戦争の意義と性格

遊撃戦争は、近代の国民戦争や民族解放戦争においては、侵入者、占領者にたいする不正規戦として歴史にあらわれた。アメリカの対英独立戦争、スペインにおけるナポレオン軍へのたたかい、ロシアにおけるナポレオン軍へのたたかい、普仏戦争での仏の正規軍敗北後の抵抗等々、数多く存在する。

また、ロシアにおけるツアーリ専制にたいする労働者人民のパルチザン、第二次大戦中のファシズム専制と占領にたいするレジスタンスにおけるパルチザン、最近の欧米、中南米の「都市ゲリラ戦」等等、専制的圧制、抑圧、専制とまでいかないにしても激しい弾圧、抑圧にたいする武装闘争としても生みだされてきた。

さらにソヴェトロシアの対白衛軍戦スペイン市民戦争、中国の革命戦争などの内戦において、正規軍のたたかいにたいして戦略的に呼応するものとしても、遊撃戦争がたたかわれ、また、ソヴェトロシアのナチスドイツの侵攻にたいし占領地でたたかわれた。

そして、現代において、中国、ベトナム、ラオス、キューバ、エリトリア、モザンビーク等々、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国、諸民族の人民の民族解放の人民戦争において戦略的意義をもつ遊撃戦争が、広汎な地域で、たたかわれている。

われわれ、マルクス主義者は、単に遊撃戦争一般についてだけを論することには反対するものである。同じ遊撃戦争だとしても、それがたたかわれている歴史的、政治的、社会的条件によって、その意義、役割が異なるということを無視することはできない。解放区のない遊撃戦争には、軍事的意味がないというような観点やロシアでも、中国でも、ベルギーでも、日本でも遊撃戦がたたかわれたのだから人民遊撃戦争路線が現実的であるというような観点は、弁証法的唯物論とは無縁な観点である。

国民戦争、人民戦争における遊撃戦争、国内階級戦争、革命戦争における遊撃戦争、専制、圧政、抑圧にたいする遊撃戦争等々は、その政治的、軍事的意義、役割、その条件が同一ではない。それらの一般性をばかりでなく、特殊性について考察することは、われわれの実践のために避けてとおることはできない。

この問題は、人民戦争、蜂起―内戦という一定の期間にわたる戦争状態における場合といわゆる「ゲリラ」が他の形態による戦闘と組み合わされることなく単独でなされる場合とを区別しなければならない。

前者の場合、戦略問題が生ずるが、後者の場合、戦略問題は生まれない。」

前者の場合、一連の戦闘が全体として一定の政治目的のために、敵を駆逐することを直接的軍事目標として行われ、一連の戦闘を全体的に按配することが必要となるのである。すなわち各戦役、各作戦段階のあいだの関係、持久戦と速決戦、陣地戦と運動戦、正規戦と遊撃戦、内線と外線、攻勢と防禦等々の関係について考慮しなければならない。

例えば、毛沢東は「抗日遊撃戦争の戦略問題」において「抗日遊撃戦争では、正規戦争が主要なもので、遊撃戦争は補助的なものである。」という前提にたったうえで遊撃戦について「まとめていえば、主要な方針として次の各項目がある。①防禦戦中の進行戦、持久戦中の速決戦、内線作戦中の外線作戦の主動的、弾力的、計画的実行。②正規戦争との呼応、③根拠地の樹立、④戦略的防禦と戦略的進攻。⑤運動戦への発展、⑥正しい指揮関係。この六項目は、抗日遊撃戦争の全般的な戦略綱領であり、自己を保存し発展させ、敵を消滅し駆逐し、正規戦争に呼応して、最後の勝利をたたかいとるための必要な道である。」と戦略的方向を示している。

「遊撃隊の作戦では、できるだけ多くの兵力を集中し、秘密で迅速な行動をとり、敵の意表に出て襲撃し、すみやかに戦闘をかたづけることが要求され、消極的防禦を極力いましめ、時間の長びくのを極力いましめ、戦いにのぞんで兵力を分散させることを極力いましめなければならない。」「一つの遊撃部隊あるいは遊撃兵団についてみれば、敵を消滅する任務を遂行する場合、とくに敵の進攻をうちやぶるために努力する場合には、やはりその主要な兵力を集中しなければならない。

『大きな兵力を集中して、敵の小部分をうつ』ことは、やはり遊撃戦争の戦場での作戦原則の一つである。」

「敵をあざむき、おびきよせ、まどわせるために、つねに巧妙な方法をとらなければならない。たとえば、東を撃つとみせて西を撃つとか、南にいくかと思えば北にいくとか、攻撃を加えるやいなやさっと引くとか、夜間に行動するとか、などがそれである。」

「われわれの戦術とは遊撃の戦術である。かいつまんでいうとつぎのとおりである。『兵力を分散させて大衆を動員し、兵力を集中して敵に対処する』『敵が進んでくればわれわれは退き、敵がとどまればわれわれはなやませ、敵が疲れればわれわれは襲い、敵が退けばわれわれは追いかける』『固定した地域の割拠を波状的にひろげていく政策をとる。強敵が追いかけてくれば、ぐるぐるまわる政策をとる。』」

「われわれの戦略は『一をもって十にあたる』のであるが、われわれの戦術は『十をもって一にあたる』のであり、これは、われわれが敵に勝つための根本法則の一つである」

「人為的にわれわれの多くの局部的な優勢と局部的な主動的地位をつくりだして、敵を劣勢と受動的地位になげこむことである。」

「計画的に敵に錯覚をおこさせ、不意うちをかけることは、優勢をつくりあげ、主動をうばいとる方法であり、しかも重要な方法である」

正規運動戦や陣地戦などと組み合わせることがないパルチザン、ゲリラ戦もまた軍事的戦闘の一つであり、戦争、蜂起などと同様に一定の法則があり、一つの技術である。

都市ゲリラ、パルチザンは、不正規の武装部隊によって実行される小戦闘である。

遊撃戦が、人民戦争における一つの戦争形態であるならば、先にのべたような戦略問題が生ずる。だが、一連の戦闘が、直接に、権力の樹立を政治的目的とせず、かつ、他の戦争形態と組み合わせられない場合、その一つ一つの戦闘、もしくは、いくつかの一群の戦闘が、それぞれ、独立の政治的目的をもつものとして遂行されるのである。

このような都市ゲリラ、パルチザンは正規軍の機動による運動戦や陣地による陣地戦との組み合わせによる敵の駆逐、消滅をその軍事的目標とすることはできない。また、そこでは遊撃隊が遊撃戦をたたかいながら正規部隊に成長していくこともまたできない。勿論、武装蜂起―内戦が開始されている場合には、全く別である。

したがって、一つ一つの戦闘、一群の戦闘は、それぞれその時々の客観的な政治情勢に応じ、独自のその政治的、軍事的目標をもっている。

歴史的経験にてらしてみるならば、その政治的目標は、いくつかに分けることができる。

①、国家機構、反動的、反革命的分子、右翼反革命分子の処断、警察、軍隊など侵略や治安に出動している部隊の攻撃。

前者のようなたたかいは、ロシアにおいて一九〇五年の蜂起敗北後や、ドイツでナチズムが勝利した後、などにおいて行われた。専制的独裁と白色テロルが頂点に達し、労働者人民が血の弾圧を被っているとき、革命的テロルが行われる。

後者のたたかいは、労働者人民の大衆的たたかいにたいする弾圧にたいし、糾弾と抵抗のたたかいとしてたたかわれている。労働者人民のストライキ、デモンストレーション、工場占拠、街頭占拠、農民の土地占拠、座り込み等々のたたかいと呼応し、権力の暴力部隊を攻撃し、攪乱するものである。これは、階級闘争が昂揚し、反政府闘争がたかまり、権力がむき出しの暴力に訴えるようなときにたたわれている。

自国の軍隊が侵略戦争に参画しているか、他国の侵略軍の後方基地となっている場合、大衆的反侵略のたたかいとともにその軍事機構、兵站機構への攻撃が、侵略戦争の全局面の中で、一定の政治的役割を果している。

②、資金、物資の収奪、徴発

国家機関、独占体からの資金、物資の収奪闘争は、ロシアにおいても、中南米諸国でも、広く行われてきた。特に、武器、弾薬などの敵からの奪取は、戦闘組織の武装を行うものとして行われている。

「ブラジル人、あるいはブラジル在住の外国大銀行家、大実業家、大商人、大土地所有者たちは、ICR（ブラジル人民の解放闘争を維持していくための革命側からの強制課税）を支払う義務がある。もしそれを拒むようなら、現在すでに推進されているように、革命家によって徴発をうけるだろう」（『ゲリラ戦の作戦と戦術』）とマリゲーラは、徴発について述べている。

ツパマロスは、奪取した物資、資金を人民に分け与えてもいる。

③、誘、拐ハイジャック等。

侵略者、抑圧者を誘拐、捕縛し、あるいは、大使館、飛行機の奪取等による、政治犯、捕虜との交換、解放、拷問の停止、資金の獲得のために行われる。

また、独占資本家の誘拐が労働者への抑圧への抗議と一定の要求の実現のためにも行われている。

④、その他、破壊、脱走、武装宣伝等々。

労働者人民にたいする明らさまな抑圧機構となっている施設の破壊は、ゲリラ戦の作戦として広く行われている。情勢に対応し、あらゆる政府、警察、軍事施設、独占体の所有物、運輸、通信機構、生産施設が対象となりうる。

政治犯、権力の捕虜になったものの救出、脱走のための作戦も行われる。

宣伝の方法として放送局の占拠、劇場の占拠などによる宣伝活動という戦術は中南米で広く採用された。

以上のような戦闘は、人民戦争の根拠地をうちたて、人民の政治支配をうちたてていくたたかいと異って、人民大衆をたちあがらせ、軍事的な防禦戦を展開することはできない条件のもとで行われる。すなわち、敵の侵攻をうち「破り、反包囲戦を展開することは、実践的課題とはならない。したがって、武装部隊が敵の弾圧から守るための基本的な手段は戦線も後方もないために、明確な協力者や支持者をのぞいて信用できないばかりでなく、敵の監視網、スパイ、手先、裏切り分子がいたるところにおり、秘密を維持することができないなら敗北することは避けられない。スパイの潜入を許すならば、その武装部隊は、敵の手中からのがれることが極度にむずかしくなる。

武装組織は、大衆によびかけ、武装闘争の戦列にひき入れることは非常に困難であり、逮捕、投獄をもかく悟した意識的カードルだけが、武装部隊に参加することができる。

戦争遂行の原則は、「敵消滅、味方保全」にあるが、パルチザン戦闘において、プロレタリア人民の力を無益に浪費しないためには武装部隊の敵にたいする防衛体制を強化することが不可欠である。また、このことは、防衛、支援体制の水準に対応したものとして戦闘作戦の水準を決定することが必要となることを示している。

「うまく隠れ、居場所を敵にさがしだされないこと、スパイ、密告者の潜入を許さないこと、直接、間接を問わず敵に情報をつかまれないこと、自己の任務に必要なこと以外のことを知らないこと、このために万全の措置をとることが不可欠である。

パルチザン戦闘においては、敵の攻撃部隊を殲滅し、かつ、安全地帯に退却できない限り、防衛戦は敗北を意味する。

その根本的性格は、攻撃し、すみやかに秘密の場所に退却することにある。

防禦戦、主導性を失った抵抗戦は敗北であり、主導的位置を保持し敵の包囲を許さないことが必要である。そのための最も有効な戦闘は、奇襲、速決である。敵が充分な警戒を行っており、奇襲、速決が不可能な場合、戦闘の遂行が困難であり、失敗する可能性が大きい場合、すみやかにひきあげねばならない。

退却の成否が死命を決するのであり、退路を確保することは、不可欠である。退路を失う可能性がある作戦行動は、極力避けねばならない。

攻撃し、すみやかに退却するためには、①敵の状況、地理などの充分な調査、②機動性の確保、③充分な情報の集収、④敵をまどわす陽動、デマ作戦の併用⑤部隊の秘密性の保持等々が必要である。

パルチザン隊の指導者は、技術の修得だけでなく秘密保持、調査情報集収、機動性の確保のために、万全を期さなければならない。

四、ロシヤの経験とレーニンの見地

ロシアにおいては、パルチザン戦争が、一九〇五年のゼネスト、叛乱、蜂起において重要な位置を占め、蜂起敗北後にも、ロシア全土にひろがり、十七年の内乱と革命の時期にもたたかわれた。レーニンは、一九〇五年とその直後の経験を教訓化し、パルチザン戦争に反対する傾向とたたかい、ロシア社会民主労働党の戦術をとして採用することを訴えた。

「パルチザン闘争は、大衆運動がすでに実際に蜂起に到達したとき、内戦における『大会戦の多少とも長い中休みがおとずれるときに、不可避的となる闘争形態である。』」（『パルチザン戦争』マルクス主義軍事論二三七頁）「蜂起が持続的な、全国をつつむ内戦、すなわち国民の二つの部分のあいだの武装闘争という、より高度の、より複雑な形態をとるのは、まったく当然であり、不可避的なことである。そういう戦争は、比較的長い合間にへだてられた一連の小数の大会戦と、この合間におこる多くの小衝突としか考えられない。もしそうなら――うたがいもなくそうであるが――社会民主党は、これらの大会戦でも、またなるべくこれらの小衝突でも、最大限に大衆を指導できるような組織をつくることを、ぜひ自分の任務としなければならない」（同、二四一頁）

こうしたレーニンの指摘が妥当であることは、ロシアの二度の革命が示している。が同時に、パルチザン戦争は、蜂起や内戦の大会戦の多少とも長い中休みだけでなく、それは「二つの敵対する武装勢力が存在する場合、また一時勝利した軍事的抑圧がたけなわな場合には、避けられないものである」（レーニン、『ロシア社会民主労働党統一大会に提出すべき戦術綱領――パルチザン的戦闘行動』）

一九〇五年のモスクワ蜂起敗北後に全ロシアにひろがったこと、ナチスドイツ、ファシズムイタリアなどでたたかわれたこと、そして、中南米の軍事独裁下でたたかわれ、チリの反アジェンデクーデターにたいしたたかわれたことが、そのことを証明している。

「武装闘争は、厳格に区別しなければならない二つのちがった目的をもとめている。つまりこの闘争は、第一には、個々の人間、軍隊や警察の長官や下役の殺害、第二には、政府や個人からの資金の没収、を目標としている」（『パルチザン戦争』）ということをふまえ、レーニンは、統一大会のための決議案では、「このような行動の最も重要な直接の任務は、政府機構、警察機構、軍事機構の破壊であり、住民にたいし暴行と脅迫に訴える積極的な黒百人組組織との容赦ない闘争であると、みとめるべきである。

敵すなわち専制政府に属する資金を奪取して、この資金を蜂起の必要にあてるための戦闘行動も許されるが、そのさいには、住民の利益ができるだけ侵害されないように、真剣な注意を払う必要がある」とパルチザン行動の直接的目的について規定している。

「パルチザン行動は……敵を混乱させるのに役立ち、きたるべき公然たる大衆的武装行動を準備するものである。

このような行動は、また十二月蜂起のさいには各地で新しい仕事の実践的な準備ができていなかったわが武装部隊にたいする戦闘訓練と軍事教育のためにも必要である」（『社民党統一大会のための戦術綱領』）「十二月以後ほとんどたえまなくロシアのいたるところで行われているあのパルチザン戦争、大衆的テロルは、蜂起のさいの正しい戦術を大衆におしえることをうたがいもなく助けるであろう。」（『モスクワ蜂起の教訓』）レーニンは、このようにパルチザン戦争の意義を積極的に評価し、実践的規準、対応の方向を明らかにした。

「党は、党に所属している武装隊または党に同調している武装隊のパルチザン的戦闘行動は、現在の時期には原則的にゆるされるものであり、目的にかなったものであるとみとめなければならない。

パルチザン的戦闘行動は、その性質上、蜂起の際の労働者大衆の指導者要員を養成し、奇襲的・攻撃的軍事行動の経験を得るという任務にかなったものでなければならない。

「パルチザン的戦闘行動は党の統制のもとにおかねばならない、それだけでなく、プロレタリアートの力が無益に浪費されないように、さらにまた、当該地域の労働運動の諸条件と広範な大衆の気分とを考慮しながら、行わなければならない。」（『社民党統一大会に提出すべき戦術綱領』）

「社会民主党は、この大衆的テロルを承認し、それを自分の戦術にとりいれなければならない。もちろん、このテロルを組織化し、統制し、労働運動と全般的な革命闘争の利益と条件に従属させ……このパルチザン戦争の『浮浪人的』歪曲を容赦なく排除し、きりすてなければならないことはいうまでもない」（『パルチザン戦争』）

五、第二次大戦のヨーロッパの経験

第二次大戦中の西欧諸国のパルチザン戦争は、ファシストの専制支配や侵略にたいするたたかいであった。ナチスファシストが侵略し、占領した諸国、フランス、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、アルバニア、ポーランド、ベルギー、ギリシャなどで発展し、広汎にたたかわれた。また、イタリア、ドイツでも、レジスタンス運動の一環としてパルチザンがたたかわれた。

ファシスト軍隊が圧倒的に優勢で、ブルジョア軍隊が決定的に敗北し、ファシストの足下にふみにじられた諸国では、ファシスト侵略者とその手先にたいする民族解放のたたかいとして展開され、その主要な勢力として労働者人民がたちあがった。

このたたかいは帝国主義段階以前の国民戦争における侵略にたいする防禦の一方法としての遊撃戦とその形式においてあまりかわることがないが、その指導的勢力の主要な一つが、コミンテルン各国支部とそれに指導された労農人民になっていることである。

ユーゴ、アルバニア、ギリシャ、チェコなどでは、遊撃根拠地や解放区が築かれたところもあり、反ファショ民族解放の人民戦争の成長がみられた。こうした戦争は、ソ連、米英の連合軍のたたかいにたいし、戦略的に呼応するものであり、連合軍の前進とファシストの敗勢の中で、人民を組織し、決起させる一つの中核をつくりだしたといえるが、戦争の主力が連合軍であることによってそれぞれの国で充分に人民の決起がなされたとはいいがたかった。同時に、ソ連邦共産党とコミンテルン（一九四三年解散）の反ファショ人民戦線の方針のもとに、米英と結んだブルジョア的愛国主義者と協定を結び共同戦線をつくりだしたが、米英などの帝国主義軍隊の占領地域では、ヤルタ密約によって労働者人民は、武装解除させられギリシャのEAM・ELASなどはユーゴの援助をたたれ殲滅されたのである。

〈左上つづく〉

〈右下からつづく〉

六、人民戦争と遊撃戦

中国、インドシナでのたたかい、そして、六〇年以後の南ベトナム、ラオス、カンボジアでのたたかい、キューバでの勝利などは、労働者、農民が主力軍となり、より徹底的に人民を決起させ、人民戦争をおしすすめ、人民革命をなしとげるものであり、あった。この人民戦争の全過程において遊撃戦は重要な位置をもつものであった。人民戦争における遊撃戦は、ロシアで経験した軍事的抑圧にたいするパルチザンや人民蜂起と結びついたパルチザンとは異るものである。

人民戦争は、人民大衆をたち上らせ、全人民を武装させ政治的支配地域をつくりながら、たたかう戦争であり、正規軍、地方軍、遊撃隊、民兵などをもって、正規運動戦、陣地戦、遊撃戦などの戦争の形態をくみあわせ遂行されるものである。

人民戦争は、一般的に、戦略的防禦、戦略的対峙、戦略的反攻の各段階を経て貫徹していくものである。

第一の「戦略的防禦」の段階では、運動戦が、主要な戦争形態であり、遊撃戦と陣地戦が補助的役割を果すものである。根拠地がなければ、戦争における戦略的任務を遂行するよりどころを失い人民戦争を長期間にわたって持続させ、発展させることは、不可能である。

毛沢東は、『中国革命戦争の戦略問題』において『中国革命戦争の特徴は何か』と問うて、まず「第一の特徴」として「中国が政治的、経済的発展の不均等な半植民地の大国であり、また、一九二四年から一九二八年までの革命をへていること」をあげ、次のように述べている。「この特徴は、中国革命戦争に発展と勝利の可能性があることを示している。一九二七年の冬から一九二八年の春にかけて、中国の遊撃戦争が発生してまもなく、湖南、江西両省の省境地域――井岡山の同志の一部のものから『赤旗はいったいいつまでかかげられるか』という疑問がだされたとき、われわれはこのことを指摘した。(党の湖南、江西省境区第一回代表大会)なぜなら、これはもっとも基本的な問題であり、中国の革命根拠部と中国赤軍が存在し、発展しうるかどうかという問題にこたえなければ、われわれは、一歩も前進することができなかったのである。」

中国の革命戦争が発展しうるかどうか、ということを、革命根拠地と中国赤軍の存在と発展の可能性に帰している。

根拠地の樹立は、それが、たとえ一時的なものであれ、敵に秘密なものであれ、武装部隊を組織し、敵にうちかち、民衆をたちあがらせることができないかぎり不可能である。

毛沢東は、『抗日遊撃戦争の戦略問題』で次のように述べている。

「遊撃戦争に従事している指導者たちは、全精力をそそいで一つないしたくさんの遊撃部隊を創設し、闘争の中でそれをしだいに遊撃兵団に発展させ、さらに正規の部隊および正規の兵団に発展させなければならない。武装部隊を創設することは、根拠地を樹立するもっとも基本的環であり、これがないかぎり、あっても無力であるなら、なに一つできるものではない。これが第一の条件である。

根拠地の樹立と切りはなすことのできない第二の条件は、武装部隊を使い、民衆と呼応して敵にうち勝つことである。……遊撃戦争でおさえているところでも、敵の進攻を粉砕せず、敵にうち勝たなかったら、それが敵のおさえるところにかわり、根拠地を樹立することもできない。

根拠地の樹立と切りはなすことのできない第三の条件は、武装部隊の力をふくむあらゆる力をあげて、民衆を抗日闘争に立ちあがらせることである。このような闘争をつうじて人民を武装化しなければならない。すなわち自衛軍や遊撃隊を組織しなければならない。

……

すべての遊撃戦争の根拠地は、抗日の武装部隊をつくり、敵にうちかち、民衆をたちあがらせるという三つの基本的な条件がしだいにととのってきたのちにはじめて、ほんとうに樹立されるのである。」

ボーグエンザップもまた、後方の役割を重視すべきことを強調している。

「わが党の軍事路線は、戦争における後方の役割を非常に重視している。武装闘争問題を出したときから、人民武装勢力の訓練地、庶蔵地、補給・休養地の問題も同時にだされた。……わが党が武装闘争準備の主張をうち出した当初、われわれは一片の自由な土地もなく、その時の唯一の後方は秘密の政治基地であり、革命事業に自覚した人民の無限の忠誠の心だけであったといえる。この秘密の政治基地から武装宣伝方針がうち出され、最初の遊撃隊に軍事より政治を重視する通達が出された。わが党は、秘密の武装根拠地建設に努力し、局地的遊撃戦を起こして解放区を拡大していった。」(『人民の戦争、人民の軍隊』)

ゲバラは、「『ゲリラ』の条件、『作戦根拠地』の必要性を次のようにのべている。

「最初のゲリラ中心地の確立と強化のために、欠くことのできない最低限の条件があることには、つねに留意しなくてはならない。すなわち、市民的討議のワク内で社会的目標のためのたたかいを維持していくことが無益であることを人民がハッキリ理解していなくてはならない。そして抑圧者側の軍隊が法律に反して権力を維持するに至ったときは平和はすでに破られたと考えてよい。」(『ゲリラ戦争』一四ページ)

「強力な作戦根拠地を保持し、たたかいの過程を通じてそれを強化しつづけることはつねに不可欠なことである。ゲリラの活動地域内では、各種の方法による住民の教育をおこなうとともに、革命の和解しがたい敵を孤立化させる方策を実施しなくてはならない」(同、二七ページ)

人民大衆の支持をうるだけでなく、人民大衆をたち上らせ武装させることができないならば、人民戦争を発展させることはできない。

ゲバラは、ボリビアでの敗北にいたる日記において、農民の組織化の失敗と農民の敵側への接近について述べている。「その後一人の新規参加もない。……ちょと疑わしい情報を提供してくれるが農民の動員は、まだ成功していない。」「農民がゲリラ隊に加わろうとしていない状態が続いている。しかし友人となった農民たちのわれわれにたいする応対ぶりをみるといくらか希望がもてる」「特徴点は先月と同じだ。違うものは、いまや軍が行動面でより効果をあげてきており、農民大衆は、われわれを全く助けてくれず、逆に情報を相手方に提供するようになったことだ。……いま最も大切なことはここを逃げだしてもっと条件のよい場所をさがすことだ。」と。勿論、ボリビアで、ゲリラの条件が全くないということではないが、少くとも、人民大衆が敵の側にまわったことが、人民戦争の発展の大きな障害となっていることは事実である。

人民戦争を遊撃戦争と同一視する観点は、人民戦争の全過程について正しく把握していないものであり、人民戦争における遊撃戦の戦略的意味についても正しく理解できていないものである。

中国の革命戦争は、決して遊撃戦争路線であったわけではない。初期においては大長征に示されるように基本的なものが運動戦であり、赤軍の遊撃性、根拠地の流動性が非常に大きかったのである。毛沢東は「抗日遊撃戦争の戦略問題」においても、「抗日戦争では、正規戦争が主要なもので、遊撃戦争は補助的なものである。」「遊撃戦争の指導者たちは、運動戦への発展への方針を堅持し」「遊撃戦をおこなう遊撃部隊を運動戦をおこなう正規部隊にかえていく」としている。そして「八路軍の戦略方針」は「基本的には遊撃戦であるが有利な条件のもとでの運動戦もゆるがせにしない」というもの であった。このことは、ベトナム人民の民族解放革命戦争についてもいえることである。「作戦様式にも戦争形態とおなじように、それ自体の発展法則がある。それは、遊撃戦から拠点攻撃へ結びついた運動戦へと前進する。すなわち、小さな拠点攻撃、大陣地戦へ進む。」「わが方の反抗戦略を実現するための主戦場における作戦方針はすなわち『運動戦が主であり、遊撃戦がそれにつづき、拠点攻撃から陣地戦へ』である。副次的な戦争においてはいずれも『遊撃戦が主であり、運動戦と拠点戦を学びとる』ことと」(ホアン・バン・タイ「人民戦争の戦略戦術思想」―日本ベトナム友好協会編)であるとのべられている。

七、農村根拠地と都市遊撃戦

中国共産党は、白色区においては、統一戦線の活動を発展させること、組織形態と闘争形態のうえで隠蔽と精鋭化をはかり、長期にわたって潜伏し、力をたくわえ時をまつという方針をとっていた。

だが、南ベトナム解放民族戦線は、テト攻勢にみられるように、都市での遊撃的たたかいを展開している。「われわれは山林や農村だけでなく都市の中心部においても味方の主導権を強めなければならない。これができなければわれわれは戦争の支配権を手にいれることはできない。反対にもしこの点でわれわれの活動を実らせることができるなら、そのときこそ、ほんとうに戦争の支配者となれるだろう」(『一九六六―六七冬春季の勝利と軍事戦略指導上の五つの教訓』)

都市でのたたかいの条件は、人民大衆がどれだけ組織されているか、人民の支持と援助がどれだけあるか、ということにある。

「これほど大規模な攻勢は都市の人民の支持なしには、おそらく遂行できなかったろう。……補給物資の運送を手伝い、われわれの武器弾薬をかくし、わが部隊を保護し、食糧を与えたのはサイゴンやその他の都市の民衆だった。南ベトナム全土の都市の数十万の人民が攻撃に先立ち、数日間もぶっつづけにわが部隊に協力した。裏切りは全くなかった。秘密は完全に保たれた。わが軍が都市住民からこれ以上に大きな全面的支持の表明を受けたことがあったとはちょっと見当もつかない。」(バーチェット『解放戦線はなぜ』強い』)とグエン・バン・ヒュー解放戦線駐プノンペン代表がのべている。

それだけでなく、ユエなどでは、正規部隊ではなく、地方部隊でたたかわれたといわれている。

都市でのたたかいの目標は、宣撫、警察、軍事機構の動揺を拡大し、その機能を麻痺させ、「都市での主導権をにぎる」ことにあり直接的には、敵性分子とくに頑強な警察の手先、密告者、反人民分子を処罰、断罪することにあった。

OLASにおけるキューバ代表団の見解は、都市の労働者人民の役割が農村ゲリラを支援し、ゲリラの幹部を供給し、宣伝、煽動、大衆動員にあるというものであった。

「革命闘争の前衛が活動しうるのは、農村であって都市においてではない。都市における武装した革命運動の勝利は、ゼネストや重大な政治的危機から武装反乱に移行するというヨーロッパ諸革命の古典的モデルをつうじてのみ実現されうる。……ラテンアメリカの諸条件のもとでは、この定式を応用する試みは、一連の失敗を結果してきた。」「マルクス主義軍事論現代編」二十四頁)として、武装闘争、革命戦争の必要を提起した。

そして、都市の役割について「さらに、都市労働者や都市のさまざまな中間階級もまた、ゲリラを支援し、特殊な使命を達成するというきわめて重要な役割を果たすであろう。……反乱軍の勝利をまえにして、また反乱軍が指導したゼネ・ストによって、都市の大衆すべては、政治的次元で、人民の軍事的勝利を強固にする方向にむかった。われわれが人民軍をもっていなかったら、クーデターが勝ちを占めていただろう。そのイデオロギーと経験のおかげで、労働者と革命的知識人とは、ゲリラに最良の幹部を供給し、大衆動員を容易にし、革命の目的についての煽動、宣伝を容易にしえた。かれらは、革命直前と直後に、決定的な役割を果たしたのである。」(同、二七五頁)

キューバ共産党の主張にたいし、ウルグアイ、ブラジルなど中南米のいくつかの諸国では、農村地区ではなく、都市部でのゲリラがひろがり、激しくたたかわれた。

マリゲーラは、農村を「戦略地区」、都市を「戦術地区」としている。「(a)都市は補助的な闘争の地区である。つまり、ゲリラ戦線や大衆戦線によってなされる都市でのあらゆる闘争は、つねに、戦術的闘争という性格をもっている。

(b)決定的戦闘は、戦略地区、つまり、農村地区においてなされるのであって、戦術地区つまり、都市部においてなされるものではない。

(c)もし、誤って、都市での戦闘が決定的になってしまうなら、農村地区での戦略的闘争は、副次的計画とされてしまうであろう。……

(d)反動的な軍隊がすでに弱体化し、軍事的・ブルジョア的な国家機構が大衆に対抗する行動をしえなくなるときにのみ、都市におけるゼネ・ストが指令される。つまり、ゲリラ闘争が近づいたときにのみである。」(マリゲーラ、『戦略の原理と諸問題について』)

そして、マリゲーラは、都市ゲリラの役割について「都市は補助的闘争の地区であり、都市ゲリラは、農村のゲリラとの関係において、戦術的役割を果たす。われわれは、都市ゲリラを、農村のゲリラ弾圧作戦に軍隊が集中するのを妨げるため、独裁政権の軍隊を悩まし、そらす手段として利用すべきである。」(マリゲーラ、同)としている。

都市でのたたかいは、農村におけるたたかいにたいし戦略的に呼応するものとしていちづけられていた。

にもかかわらず、「都市の戦士百身がその成功だけでなく限界や危険をも常に強調しているにもかかわらず、武装闘争はいまだ実践段階においては都市でのパルチザン戦争に限定されているのはどうしてであろうか。」(『都市ゲリラ戦争の理論的総括』ジョアン・リアルティン)といわれるように、ブラジルでは農村地区での戦争は開始されず、「都市ゲリラが支援を予定している『主要』な闘争が始まってさえいないのに、都市ゲラリという『副次的』な闘争がかくも持続的に行われている」(同)のが現実であった。

農村でのたたかいが開始されなかったのは、最も前衛的部分が目的意識的に農村地区でたたかいを組織しようとしなかったためなのか、それとも、農村でたたかいを開始する条件がなかったためなのか、は、ブラジルの現実の分析にまつ以外にない。

としても、都市ゲリラの農村でのたたかいへの戦略的呼応というマリゲーラをはじめとするブラジルの戦う部分の共通の立場は、現実のものとはならなかった観念的なものであった。ブラジルにおける闘争は、戦士の主観にもかかわらず、「ブラジル国家の軍事的寡頭制への転換や、ブラジル人民が階級闘争の過程において支配階級から引き出しえた一切のブルジョア民主主義的獲得物の圧殺のおかげで、大衆運動は『合法性』の範囲内で政治闘争を発展させることが不可能となった。あらゆる大織組織、労働者組織は禁止されるか、体制の弾圧機関によって管理されているため、武装闘争という問題が自動的に提起されたのである」(クアルティン、前掲書)といわれているように、クーデターによる軍部専制にたいする武装抵抗であった。

われわれは、以上七つの領域の教訓をプロレタリア解放闘争の戦闘の際の基礎にすえるのである。(了)

戸村一作氏との一問一答

《パンフレット》B5版50ページ 二〇〇円(送料55円)

七四参院選予定候補・戸村一作氏を支援する労共委の立場を明らかにしたものです。

戸村氏は〈共産主義政党〉の候補ではない。だがわれわれは、独占資本と戦闘的に対決する農民との連帯を強めようと思う。

社・共・公・民を批判し、三里塚反対同盟に連帯する革命的プロレタリアートの立場は、さらに「革命的議会主義」にもとずく自らの闘いへと飛躍する橋頭堡にしなければならない。

内容

一、戸村一作氏との一問一答
二、労共委の基本的政治見解
三、戸村一作予備候補を支援しよう
四、労共委と結合し参院選を闘おう
五、資料
(イ)三里塚反対同盟アピール
(ロ)共同闘争宣言
(ハ)戸村略歴

怒濤の固定購読を圧倒的に拡大しよう！

マル労同の「怒濤」批判への回答

我委員会が今次参院選で、三里塚反対同盟と戸村氏に支援連帯する立場について

独占資本を擁護する「小ブルサロン派」＝マル労同より、三里塚反対同盟の戦闘的闘いの方がはるかにプロレタリア解放闘争の基盤を拡大しその条件をつくりうる

マル労同は「火花」一九三号にわが労共委のマル労同批判によほど頭に来たと見えて、歪曲したり、デタラメをかきたてたりして反批判を試みている。

だが、この反批判の試みは、ますます現実を直視することない教条主義者、小ブルサロン派、日和見主義であることを自ら証明してくれたようなものである。

われわれは、彼らの「実力闘争派」だの「新左翼」だのとの十把ひとからげにした批判の対象には毛頭あたらない。プロレタリアートの独自的闘いを放棄して農民一般に迎合しているわけでもない。マル労同は、かつて一九六一年共産同一分派としての共旗派をその前身としている。共旗派を結成し労働者の中に入りこむことを目ざしたのだがその小ブル性観念性故に労働者に到底相手にされず、召還し、全国社研なるサロン派に転落し、研究会活動によって政治的実践を代行してきたのである。

このサロン派の政治党派への再転身は、結成の秘密をあらそえず合法主義と公然主義にいろどられ熾烈な階級闘争を展開してきた労働者人民に耶嗤を与えてきたにすぎない。

とりわけ「真崎」中央委員などはかつてわが委員会に属し、戦闘的であった頃、「熱心に」三里塚闘争にとりくんできたにもかかわらず、どのような総括をしたのか「三里塚反対同盟」の闘いを反動よばわりし、ブルジョアジーの土地とりあげ政策を「進歩的」と支持するにいたった政治的無節操な徒輩である。

この徒輩は佐藤訪米阻止の羽田闘争での大量逮捕を契機として日和見主義に転落し、わが委員会から除名されたことはいうまでもない。

彼らの今次選挙戦における小ブルサロン派らしい姿をわれわれは一層きわだたせ労働者人民がかかる無節操をくりかえす部分を、労働者人民の中へ接近させないよう闘わなければならないであろう。わが委員会の七四年参院選で戸村氏を支援する立場は、諸党派、諸政派と同じ「うするもの」ではないのである。

われわれの「革命的議会主義」の立場は「反議会」でも「反権力」でもなく、プロレタリアートの権力を創造する立場である。そのような立場をもちつつブルジョア議会においてプロレタリアートを中心とする被抑圧人民の解放のための条件を作るためにブルジョアジーの支配のカラクリを暴露し、プロレタリアートを中心とする被抑圧人民の実際的利益のために活動することはプロレタリア革命党の戦術でなければならないし、かかる視点こそ革命的議会主義として国際共産主義運動の中で教訓化されてきたものである。

このことをふまえるならば、「実力闘争派の結集」の宣伝ということにのみ力をさき議会での活動の政治基準は当選後でよいというものではない。」

わが労共委は、現在の国会選挙参加について、我々自身の候補をたてて闘うことを考慮してきた。しかし現在のわれわれの人力、財力からして、その暴露と宣伝の効果を判断し、立候補して闘うことをとりやめることを確認し、予定候補者の政治的評価を下した結果、従来、三里塚反対同盟に連帯して闘ってきた経過からも戸村氏を支援し闘うことを決定したのである。

いうまでもなく、「唯一のプロレタリア革命派の候補」などと自称している江波進一なる男については、「唯一のプロレタリア候補」などとつめのアカほどもいえない小ブルインテリの日和見主義者であるからこそ彼への「不支持」を訴えることも含めて今次参院選における選挙活動の方向を決めたのである。

マル労同は、「怒濤派は、革新政党への不支持という消極的なよびかけをやっているにすぎない」「我々は『社共及び戸村に反対せよ』と革命党派への支持をよびかけている。」「社共にも不支持を訴えない」などと自分達の方法が「積極的」であるといばり散らしている。それだけを理由に我委員会に「日和見主義」「俗物根性」などというレッテルをはりつけてくれた。

結構である。社共に不支持をよびかけない彼らが、衆院選、地方議会選含めて一貫して候補をたてて闘うか否か、「積極的」であるか否かわれわれは監視する責任を留保することにしよう。一カ所でも人力、財力を理由にして立候補しないことがあるならば、われわれにあびせたレッテルをそのまま返してやることにしよう。

だが、われわれは、共産主義的政派が「土地死守」を要求して闘うことは正しくないが三里塚反対同盟が、この闘争スローガンのもとに結集し政府と闘うことの意義を認めることを明らかにしてきた。プロレタリアートとの共同の闘争の場をもち、かつ農民自身としても、闘争の団結の中から農民が労働者の立場に接近し、労働者と一緒に、ブルジョアジーの支配所有を労働者とその同盟者から成る、決定と執行に責任をもつ行動組織に委ねていく思想を確立していく手助けになると考えたからである。われわれのかかる立場は現在においてもいささかも変ることはない。事実、三里塚の農民の内部には、見聞きもしない観念の下でデッチあげられたマル労同の「『独占資本は、農民を保護し、農民の農民としての地位の永久化をはかる』などという論拠をつきやぶって、独占資本と闘い、支配階級のベトナム戦争における反動的加担に反対する闘う農民が生れてきているのである。

さてマル労同は、戸村一作氏の立場を「小ブル急進主義の立場」だと規定し、江波が唯一のプロレタリア革命派の候補だなどといい、かつまた、われわれに対し「農民の農民としての闘争を支持することは共産主義への近道か」などと批判している。

マル労同は、「怒濤派が『革命的農民』とよんで連帯をよびかけている農民（われわれはそんな規定はしていないが―引用者）は、本当は革命的共産主義的ではなく、急進主義的農民である」ととんだ警告を与えてくれる始末である。注意を与えてくれるまでもなく、三里塚の闘いが「共産主義的農民」の闘いでなく、農民の急進主義的闘いであることを百も承知である。われわれは、この急進主義に支持連帯している。のである。なぜなら、その急進主義は、支配階級である資本家階級とりわけ独占資本家とその代弁政党、政治委員会と対決している急進主義だからである。

マル労同が、支配階級とりわけ独占資本に味方する立場を「大土地所有」を理由に味方としてえらんだのに対し、われわれは独占資本と闘う農民の側を支援する。戦後、資本家階級とブロックを組み自民党を推せんしてきた農民が、独占資本とのブロックから離脱し、独占資本の政治委員会や自民党を攻撃し、労働者階級と結合しようとする試みを憎電し、その方向をもっと拡げ彼らと一層の接近をはかるのである。

マル労同は、ブルジョアジーの農民からの土地収奪に諸手をあげて賛成する。いわく「田中内閣の『土地を手放させる』ための諸政策もまた労働者の土地所有をもたらしはしないで大資本の土地取得を容易ならしめたにすぎない。ここに、もっともっと行あげろと奨励しているのである。「プロレタリア化すれば必然的に革命的になる」という詭弁を弄して。

また、農民と資本家と労働者が資本主義社会の中では全く共存しえないとか、小経営と大経営が共存しえないなどというデタラメな規定を行って、プロレタリアになれば必然的に革命的になるかの如き主張を行っている。大経営は小経営よりも必ず進歩的であるという規定は、マルクス主義やレーニン主義とも縁もゆかりもないものである。

「彼らの主張のイカサマぶりをいくつかの点でみてみよう。

（イ）「よくて中立的立場にしかならない」農民をどのように「社会主義的立場にひきあげる」のか。

三里塚闘争に我々が連帯している事に対し、「農民の農民としての闘いを支持している」などと手前勝手な解釈を与えつつ、「我々が、農民の〝前向き〟の闘いを支持し、農民をプロレタリアートの社会主義的立場にひきあげさせ」ようとするなどとマル労同の立場をのべている。だが、彼らは、農民に対し、三里塚反対同盟に対し、そのような努力を少しでも行おうとしなかったし、三里塚を訪れ懇談する度胸すらもちえなかったのである。

それもその筈、「農民は絶対に労働者や社会主義の味方になりえない」と断言しているのだから。

いわく「独占資本は、農民を保護し、農民の農民としての地位の永久化をはかるとともに、農民を自己に従属させ、自己の階級支配の最も重要な支柱のひとつとしてきた」「小農民は、労働者の闘いによって中立的な立場にとどまるであろう」（火花一九三号）と。すなわち、ブルジョアジーには従属しながら、労働者を支配してきたのでそのブロックを永久にはなれることはできないというのである。

これほどデタラメな、かつ無責任な言い草があろうか。

マル労同よ！、農民が支配階級そのものであり、労働者解放闘争の味方にならないと言いきったらどうなのだ。「農民を社会主義的立場にひきあげる」などというのは彼らにとってはできない筈なのに、「よくて中立的立場」にある農民を「社会主義的立場にする」というマル労同の活動は、手品師的活動というべきもので、労働者大衆や農民にとってもわからない実践なのである。

（ロ）「レーニン主義」のはきちがえ者―マル労同は独占資本や国家の土地取りあげによって農民をプレレタリアートにしてもらって社会主義者の立場にひきあげようとする。

マル労同は他人を搾取せず、若干の土地を唯一の生産手段とし、生活している農民に対し隊参して独占資本の軍門に下って無一物者になれと煽動しているのである。プロレタリアートになること（無一物で生産手段をもたなくなること）にさからうならば反動的であるというのである。プロレタリアートになれば独占資本が飯を食わせてくれるからその飯を食べてあとで独占資本と闘えばよいというのがマル労同の見解である。

すなわち、三里塚で独占資本のいうなりになって早く土地を売った人々の方が革命的であるということなのだ。土地を早く売りわたして代替地を与えられた部分にプロレタリア革命の夢を馳せているのである。

彼らのかかる立場は、戦闘的な農民の独占資本と政府への闘いに対する日和見主義を合理化するためにある。彼らは、超歴史的に「農民とプロレタリア」を比較して「プロレタリア」といえば、「革命的な立場」を保持できると思いこんでいるのである。

そして、マルクスやレーニンの立場だったかの如く言いふらしているのである。

「マルクス主義は教条でなく行動の指針である」（「左翼小児病」）というレーニンの言葉は現代のわれわれの立場でもある。マル労同は、共産党宣言における「農民」への規定を文章解釈的、教条主義的に空さけびしているにすぎない。だがマルクスの共産党宣言は、共産主義の担い手を「プロレタリアート」一般に発見して「農民」一般と対比したという点で正しさをもっているのである。

「農民」一般は、土地を所有して自らをその耕作者としている階級であるということで、彼らの私有物を自発的に放棄することはないし、社会的所有の積極的主体にはなりえないということでマルクスは「反動的」といったのである。また「プロレタリアート」が生産手段から解放されているということでその社会的所有を可能にしうることにおいて共産主義の担い手としたのである。

レーニンがとったプロレタリアートの農民との同盟という戦術は、プロレタリアートのヘゲモニーを貫徹しつつも不労所得者でない勤労人民と同盟を結び、土地、生産手段の社会化をより促進させ社会主義への現実的基盤を築こうとするものであった。ちなみに、ボルシェヴィキがかかげた「国有化」のスローガンは「小所有耕作者」の要求をききいれたものなのである。レーニンは、小所有耕作者が「土地国有」ということに賛成したのは、「彼らが社会主義農業をうちたてることをのぞんだからでもなく、彼らがブルジョア的な小農業をのぞんでいるからである」とのべている。すなわち、レーニンは、プロレタリア解放の条件を促進するために農奴制をやめることを要求し、ブルジョア的農業をさけぶ農民の闘いをプロレタリアートの援軍にひきいれようとしたのである。だが、レーニンはプロレタリアートの利益と農民の利益が異ってはいないという物質的現実を考慮しつつこのような戦術を採用したのである。

「レーニン主義者」を自称しているこのエセレーニン主義者に対しては、次のレーニンの言葉をささげるだけでも十分であろう。

「階級を廃絶することは、地主と資本家を追いだすことだけを意味するものではなく、小商品生産者を廃絶することを意味しているが、彼らを追いだすことはできるものでなく、押しつぶすこともできるものでなく、彼らとは仲良くくらしていかなければならない。非常に長期にわたる漸進的な慎重な組織活動によってはじめて、彼らをつくりかえ再教育することができるまなをうすべきである」（「左翼小児病」）

マル労同は、「農民の農民としての闘争は支持できない」などといって、農民が農民でない闘争を行うことができるかどうかでも思っている。これは、観念論者が夢想することである。彼らの観念主義はこれだけではない。

労働者が労働者として生きるため、闘う実際的闘いも資本主義を再生産しているのであって、それ自身が社会主義を準備したり要求したりしているものではないということに彼らは全く無知である。

農民がプロレタリアートに連帯したとしてもそれは農民の闘いであることを彼らは知らない。われわれは、農民の要求と闘いがプロレタリアートの解放の条件をつくりだす場合にのみ、彼らに支持連帯するのであり、むしろそうすることによって旧来のブルジョアジーと共同戦線をはってきた農民をその戦線から離反させうるのである。

もう一度はっきりさせるならば労働者が現代社会で生きるために行う賃上げ闘争、労働条件改善闘

〈七面へ続く〉

〈六面より〉

争は賃金奴隷制を再生産しているのである。それは、直接的には、賃金制度を撤廃する闘争にはつながらない闘争である。だからこそわれわれは政治的闘い（権力の掌握とその維持を中心として）を常に経済闘争に溶解させ、伝婦動し組織するのである。

われわれは、農民の経済闘争、政治闘争に対してはプロレタリアートの味方にしうるか否かを、その支援における判断基準にするしプロレタリアートの経済斗争に対してはブルジョアジーの利益とはっきり区別された闘争の展開を支持し、自らはプロレタリアートの政治的闘いの最先端にたつのである。」

（八）独占資本を「進歩的」、農民を「反動的」と規定するマル労同は、封建制度に対する第三階級の闘いを超歴史的に讃える十九世紀の遺物である。

マル労同は、マルクスやレーニンが封建制の残存物に対するブルジョアジーの闘いを評価する際規定した「積極的なものだ」とか「進歩的なものだ」と評価したことをそのまま、現在の独占資本の小農民に対する攻撃にあてはめ、前者を「進歩的」とはめちぎりは後者を「反動的」としているのである。彼らは資本主義社会においてはその発展過程でブルジョアとプレレタリアだけに、すなわちただ二つの階級存在に純化されていくと思いこんでいる。農民や小経営者が常に再生産されていることに目をむけようとしない。すなわち小経営者、小生産者の存在もまた資本主義社会のファクターであることを認めようとしない。農民はすべて封建的でありブルジョアは進歩的と思っているのである。

われわれは、労働者階級をして権力を掌握せしむる場合、土地を小所有自営農民から外圧的にとりあげ農民を追いだしたり抹殺したりして、代りに他の部門で働いていたプロレタリアートが乗りこんで土地を耕すような感をおこなおうとは思わない。農民を結束させ、土地を国有化しつつも、一定地域の農民の団結した組織の占有をみとめ、作付計画をその農民組織の自発性に委ねるであろう。だけでなくプロレタリアとできるだけ接近させ、私的所有意識から解放させ、一切の生産手段の労働者（農民も農業プロレタリアとして）所有を促進していくであろう。

およそ、マル労同の、現在の農民の実態を把握してもいず、また農民に接触し懇談する度胸ももたず、机上で作りあげられた空論的主張が何もプロレタリア解放闘争の前進にとってプラスにはならないことは火を見るより明らかである。」

（二）「国有化」それ自身は資本主義社会でも可能である。「小土地所有」にかわる「大土地所有」をそのまま社会主義への進展の如く美化することは、マルクス主義の歪曲でもある。

マル労同は、「小土地所有」にかわる「大土地所有」を無条件に進歩的だと考えている。

これはマルクスの見解とは根本的に異っている。国有化や、大土地所有は、それを誰が握っているのかを度外視すれば、プロレタリアートが権力を掌握した時の社会化の遂行における有利な条件であることは事実である。国有化は一般的には、資本主義社会でも不可能ではない。マルクスは〝差額地代〟は、生産の資本主義的性格から生ずるもので土地の私有から生れるものではないこと、絶対地代は、土地の私有から生じるものである。したがって、全ての土地の国有化は絶対地代を廃止することを明らかにしている。独占による大土地所有は、プロレタリアートの搾取、収奪をよりおしすすめるためのものとして提起される。もちろん、生産手段のより社会化、一ケ所へのプロレタリアートの集中はきわめて一般的にいってプロレタリアートの団結した闘争とそのことによってプロレタリアートによる社会化の可能的条件を作るものであることは否定しがたい。だが、革命的プロレタリアートが、このスローガンをかかげて闘うことは、いつでもおこなわれるものではなく「一定の時期にかかげられるべきこと、プロレタリアートの利益に徹して考えられるべきこと」を主張していたのである。

資本の衝動による大土地所有化は、それ自身プロレタリアートの搾取の維持増大を企図したものであり、合理化であり、それに対する労働者階級の実際的労働条件をめぐる闘いは不可避的であるという現実もふまえられねばならないのである。

だが、マル労同はどうだろう。いつでも、どこでも大土地所有化国有化は賛成するのであり、こうすることによってブルジョアジーと共同の戦線をはってプロレタリアートへの搾取を正当化しようとするのだから、マルクスも、レーニンもとんでもないこの「マルクス・レーニン主義者」に墓場の中からつばをひっかけたい気持でいることだろう。

（ホ）三里塚の闘いは、全土地の国有化政策一般やプロレタリア権力下での「土地国有化」には反対しているのではない。

三里塚反対同盟は、土地の利用がプロレタリア人民のプラスになるための方針としての「土地国有化」に意識的な反対闘争をおこなっているのである。むしろプロレタリアと連帯しておし進められた三里塚の場合は土地とりあげ反対をかかげ、独占資本とその政府との闘いは、生産手段の私的所有制度への疑問をいだく契機を形成している。

マル労同は「戸村が代表するものは、小土地所有を守り、それにしがみつく農民の利益であって独占資本の打倒と社会主義のために闘う労働者の利益ではない」「三里塚の農民がどんなに〝条件闘争〟を拒否してブルジョア国家の政策に抵抗したとしても彼らの擁護するものが農民の小土地所有であるという事実はかわらない」（火花一八九号）などと三里塚反対同盟があたかも、土地国有化一般に反対しているのかの如く宣伝しているのであるが、事実は全くそうではないのである。全国の土地が最大利潤をおい求める資本により乱開発され、公害はたれ流しにされ、勤労人民は日々の労働力を再生産する条件を極度に悪いものとされている。このような、勤労人民への犠牲の転嫁を規制するには、土地の売買をなくすだけでなく、利潤や不労所得を衝動としない人々、すなわち直接労働にたずさわっている人々の総意を結集した計画にもとずく遂行以外にはない。そのためには、プロレタリアートとその同盟しうる勤労人民が権力を掌握する以外にはないことは明らかである。三里塚反対同盟がこの方法に反対するとすれば、進歩的とはいえないし反動的ですらあるだろう。だが現実は、ブルジョアジーと小所有農民の間の闘いとして展開されているということを、われわれはは〝きりふまえているのである。マル労同は、農民への接近もしえない日和見主義を隠蔽するためにこんなデタラメをかきたてているのである。」

われわれが三里塚反対同盟と戸村氏を支援する立場そしてマル労同の江波を支持しえないところの理由は以上の反論をもって明らかである。さらにマル労同と江波は「農民への評価」における反動性にとどまらず議会へのかかわりにおいて小ブル観念論者であることを暴露している。」

マル労同の議会への参加の方法は革命的議会主義ではなく合法主義者のやり方である

われわれは、マル労同の、現在の日本のブルジョア政治権力が、政府（行政）議会、裁判所からなっており、それが多大な暴力装置（警察、自衛隊等）によって支えられていることをいささかも暴露しようとしないのである。したがってまたかかるブルジョアジーの利益を代弁する機構の転覆を真剣に考えていないあらわれとして「自民党政権打倒」なる「内閣打倒」にひきよせられた実践方針が作りだされているのである。彼らは、腹の中では、「自民党政府打倒、民主連合政府反対」「マル労同政府の樹立」をさけびたいのであるが、全国に二十数個の基本組織という力不足と日和見主義的性格から「マル労同政府樹立」では大衆性がないくらいに思って「労働者階級の革命的権力の樹立」とか「社会主義をめざす労働者政権の樹立」などという何のことかさっぱりわからぬ空文句を主張している。

われわれは、現に存在する、政治権力の一部である「内閣＝政府」「ブルジョア国家権力」あるいは「自民党」の打倒の方法は、異った方法で可能であるしそうなければならないとあえていおう。「田中内閣打倒」についてだけいうならば、「議会内の力ではいけない。議会外の大衆行動だけだ」などとはいわない。政治目的を果たすためには議会でも議会外の力もすべての手段を考えるのであって、野党とのちがいを「自民党内閣」の倒しかたのちがいに求めるようなのは全くの観念主義者である。われわれが他の野党と異っているのは、ブルジョア国家権力を倒す点においてであり、そのための戦術として「内閣」、「政府」、「議会」「裁判所」「ブルジョア政党」「議会政党」「右翼」「警察」「自隊隊」などに対する一部分あるいは全てへの攻撃は具体的でなければならないし、その際の政治煽動と闘争形態はおのずと異り、共闘、あるいは統一戦線の方法も異るであろうことを一般的には述べておこう。

第三に、百歩ゆずって「ブルジョアジーを代弁する政治権力の打倒」を彼らは「自民党政権打倒」といっているのだと良心的に解釈してやっても、彼らが社共の水準を実際上は一歩もでていないことを暴露している。いやブルジョア議会主義に忠実であることを暴露しているのである。マル労同は、「いかにして倒すのか、倒したあとにいかなる政府を作るかである」という点に社共との唯一の相異をみつけ出している。一体、彼らは「倒す」ということをどんな実際的行為と考えているのだろうか。「倒すこと」と「創ること」の間に時間的なズレをあえて設定しているのである。「議会」という安全弁を「権力機構の一部」として承認している者にとってのみ、「内閣」「政権」をつくるまでの時間的ズレを設定するのである。しかし、プロレタリアートにとっての「打倒」は、自分達の権力組織の母体の建設、権力組織と一の実際的発動が先行したり「打倒」と同じであったという歴史的経験を誰しもうたがうことはできない。

レーニンは、かって「ツアー専制打倒」を自らの戦術とする時、それは「共和制を樹立すること、すなわち憲法制定議会が実際上開かれることだ」という意味のことをのべている。また一九一七年の十月革命では、ソヴィエト大会を開き唯一の権力であることを宣言し以後四年の内戦を経てプロレタリアの支配を不動のものとした。中国でもベトナムでも権力の基礎組織の建設と臨時革命政府の樹立が「一打倒」に先行している。だが、東欧の人民民主々義革命やチリの人民連合政権の場合そこうした方法でなくマル労同がいっているような順序であったことを確認できるのである。

われわれは、労働組合など大衆団体が、現在の田中政府の退陣を要求する意味での「内閣打倒」闘争や対政府闘争を支持する立場をもつ。その際、革命政党としてのわれわれは、田中にかわるいかなる自民党の内閣もまた自民党にかわる何らかの政権もプロレタリアの実際的利益と解放の条件を期待しえないものであることをねばり強く語り、プロレタリアートの団結した力による権力の創造が唯一ただしい道であることを訴えつづけるであろう。

（ロ）「平和的大衆行動」派

マル労同は、議会による自民党政権打倒か、大衆行動による自民党政権打倒を訴えているのであるが、マル労同のいうような「大衆行動でためす」ことはせいぜい、議会での退陣儀式の圧力にしかならないのであり、これをブルジョア権力の打倒と思いこむ議会主義ぶりを発揮している。

彼らは「議会主義」に対して「実力闘争派の結集」を主張している部分を批判しているのであるが、彼らは「実力闘争派の結集」を叫んでいる部分以下の〝平和的大衆運動派の結集〟である。

ブルジョア議会に対しては、プロレタリア権力の対置がなければならない。平和的権力の移行には全人民の武装（プロレタリアの特殊的な暴力装置も含む）を背景にしたブルジョアジーの暴力装置の解体の闘いが大衆的にも実現されることが対置されねばならない。このことがブルジョアジーとの戦闘においても、大衆的改良的闘争においても勝利を保障する条件である。マル労同はこのレーニンの初歩的原則にすら逸脱する集団である。彼らが「インフレを大衆行動で解消する」ことへの我々の批判への反論は、こんな常識すらわからない改良主義をさらけだしたものである。

（ハ）前代未聞の合法主義集団

マル労同は、およそその結成大会において同盟員以外のメンバーを招待して開催するという前代未聞の組織である。ブルジョア権力にできるだけ公然と組織を作ることをその方法としている。今回もまた参院選は、自分達の組織をたくさん作ることだとしてその少なさを忌憚なく明らかにしてくれた。彼らの単位組織は「首都圏の十一を筆頭に全国で二十数組織」だそうである。

このようなやり方は日本共産党すらとったことのなかったオメデタイ合法主義、公然主義でなくて何であろうか。レーニンの「何をなすべきか」の核心的問題をもほねぬきにしたものでなくて何であろう。また彼らは中央委員会の総会議案を事前発表したり、総会発言をすべて対外的に公表するサークル的な姿をすらもちあわせている。彼らが、〝チリの人民連合政権の右翼による打倒〟を評して「チリで挫折したものこそ、議会主義、合法主義、改良主義だ」などと自分のそれ以下的姿を棚上げにした厚かましさは、小ブルならではの姿を暴露している。

（イ）ブルジョア議会主義者のはしくれ

まず、彼らの議会・選挙への参加は革命的議会主義でも何でもないということである。

彼らは、革命的議会主義をレーニンに似せて語りながら実際上はブルジョア議会の議員になることを「エライ人」になるかのようなブルジョア道徳の持主である。

「火花一八七号」はみんなに先だって「エライ人」になることを申しわけなく思って自分が候補者になることに「ケンソン」して、保留に手をあげたわが江波君をこれまた、火花編集委員会がほめたたえて書いている。

「江波同志のプロフィル」という欄である。「江波同志は、謙遜して自分に保留を投じた」「江波同志こそマル労同に真にふさわしい候補者」だと。みごとな紹介に読者はたちまち、わが江波君へ「農民への評価」における反動性の意義だそうである。「我々は諸悪の根源である独占資本＝自民党政権を打倒し、労働者の社会主義的政府を組織することであるようによびかけるであろう。自民党を倒すことなら、右は民社から、左（？）は共産党まですべての〝野党〟が口にしている。しかし、問題は第一にいかにしてたおすかであり、第二に、倒したあとにいかなる政府を組織するかである。我々は議会主義的な闘い、ブルジョア民主主義の枠内の闘いに反対し、労働者の全国的な断乎たる革命的大衆行動をよびかけるであろう。我々は、単なる議会的手段による政府の交代でなく、文字通り自民党政権の大衆行動による打倒を訴えるだろう。さらにわれわれは、自民党政権を打倒したあとに、自民党政治の〝転換〟をとなえる妥協的な小ブルジョア政権でなく、社会主義を実現する革命的な労働者政権の樹立をよびかけるであろう」と。

この彼らの言い分の中にはブルジョア議会主義者、小ブル的観念論者でしかまちがうことのできない三重四重のあやまりが含まれている。

まず、独占資本と自民党政権を同じものと考えている漫画性についてである。

彼らのかかるよびかけの実践的帰結は、自民党政権を打倒すれば、同時に独占資本の打倒であるということである。

わが労共委は、独占資本の打倒と政府の打倒は全く別のものであるという視点にたっている。だけでなく、「自民党政権」と彼らがいうもの、なすわち「内閣」と「政府」また「ブルジョア国家権力」も区別して考えている。

マルクスの「ゴータ綱領批判」以来、国際共産主義運動の教訓とされてきた重要な視点を彼らは反古にしている。

プロレタリアートの権力樹立以後長期にわたる過渡期が存在すること、その間に社会革命、文化革命をめぐる長期の階級闘争が存在することを彼らはみとめない。すなわち、「マル労同が政権をにぎったら社会主義になってすべて解決する」かの日和見主義を流布しているというのである。

（ニ）「革命的政治闘争」の経済主義への転進

「労働組合運動や抑圧され差別されている人々の深部に侵透する」ために参院選に参加するマル労同は、日共の「組合における「政党支持の自由」主張に対し「自由主義」と批判し、社会党や革マルのやり方を「セクト主義」と批判している。ところが当の江波君は昨年の十二月まで組合の書記をやっていながらこの自由主義やセクト主義以下的非政治的対応のまま組合をやめて立候補する。マル労同江波への支持を組合にも要請せず、社共との闘争もろくすっぽやることなくひきあげてしまった。これでは、組合運動と共産主義との結合という唯一のひからびた党派性ももっともっと色褪せたものにならざるを得ない。言っていることとやっていることのくいちがい……マル労同のサロン的姿をもっともよくあらわした一面である。

ところで、彼らはこれまで、労働者の経済闘争の戦闘的展開に対して、組合主義だからだめだとかいって外部から空文句的な「革命的政治闘争」をさけび続けてきた。

これまで「革命的政治闘争」というマル労同の活動それもピラまきと研究会と集会とオルグを改良闘争を基軸とする組合運動批判のためにもち出してきていたマル労同は、さすがに自分の空文句のくりかえしにあきたか、なしくずし転換を行って（いや彼ら自身依然意識してないかもしれないが）「革命的政治闘争」でない実践を云々している。「七三年秋季闘争はストライキ闘争の高揚にもかかわらず全体としての成果はきわめて不十分なものであった」と。これは明らかに労働者の経済闘争である。「全体としての成果」だの「最大の成果」などといった何を組織主体にした「成果」なのかも区別もできない組合主義にマル労同は陥っている。すなわち、組合の実際的改良的利益を目的とする経済闘争の「成果」と労働者階級の解放闘争の成果を区別もできないのである。その結果、共産主義者が、経済闘争「秋季闘争」をスケジュール的に闘うかのようなあやまりに陥り、しかも共産主義者の戦術として「ストライキ」が採用できるかのような徹底した日和見主義ぶりを発揮している。（ちなみにレーニンのストライキに対する見解は〝戦争の学校であっても戦争ではない〟ということ、いわば譲歩を要求する戦術であって権力を奪取する闘争形態ではないことを指適していることを知っていてほしいものである）言葉上では、組合主義を克服しようと思っても組合指導部や組合運動に対して組合主義批判をやっているようでは自己が組合主義に転落するのは必然であろう。われわれが、マル同型の「革命的政治闘争」の観念性を批判しようとしたのは、江波のような経験主義的堕落を必ず生みだざるを得ないものであったからである。労働者の全く関知しない場所で栗木君のお説教ときき、他方で民同型経験主義での観念性をカバーするマル労同の日和見主義は、プロレタリアートによって根底的に粉砕されるであろう●

日共の「民主連合政府」は何をもたらすか

武庫雄一【上】

いわゆる野党の「政権構想」が「自民党政治」に対立するものとしてうち出されていく中で、日共の「民主連合政府綱領提案」が大衆的運動の中にもちこまれ、また参院選の中で日共によって宣伝されようとしている。また、自民党もこれに当面は焦点をあわせて「自由社会を守れ」というキャンペーンを行っている。先進的労働者・人民は、しかし、こうした日共の提案と運動が労働者階級の解放と人民の根本的な利益に役立つものではなく、日共の改良主義と排外主義の純化をこそ示しているものであり、彼らが革命運動への敵対を強めることにもつながるものであることを徹底的に明らかにしなければならない。「改良主義政府の樹立ではなく、プロレタリア革命運動の強化を！」「ブルジョアジーとの協調でなく、プロレタリア独裁を！」という態度こそが圧倒的に強化されなければならない。

A 日共六一年綱領についての批判の整理

日共六一年綱領は、現在の日共が五一年綱領を「党の分裂状態にあった時期につくられたもの」として清算の立場を明らかにしているため、コミンテルン日本支部としての日本共産党以来の「唯一の正規の綱領」かのようにみなされている。同時に、この綱領は、その冒頭で扱っているいわゆる党史の部分（党が何をめざして闘ってきたかの部分）で、日本共産党がコミンテルン支部であったことを述べるのを回避し、自らコミンテルン綱領との継承性をも断ち切ったものであった。

その主要な特徴はこのような一国性のほかに、①五一年綱領の継続の意味をも持つ民族民主統一戦線とその政府を樹立するという統一戦線政府をいわば当面の目標としたこと。②その前提として、「日本の当面する革命」なるものを「二つの敵に対する人民民主主義革命」という型であると類型的に断定したこと。③平和革命か暴力革命かという設問に対して「敵の出方論」をとったこと。④従ってまた「国会で安定した過半数をしめることができるならば、国会を反動の道具から人民に奉仕する道具にかえ」ることができるという「議会の人民の道具への転化」論を主張したこと。⑤民族民主統一戦線の性格を、日共の行動綱領としての諸要求によって特徴付けようとしていること。⑥現在の日本国家権力を「アメリカ帝国主義の半占領状態」の下にある特殊な権力とし、「日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義と、それに従属的に同盟している日本の独占資本である」とした二つの敵論、革命闘争の性格としての「反帝反独占闘争」論、「中小企業家などブルジョアジーの一定部分をふくむ」民族民主統一戦線の結成を訴えたこと。⑦大衆的前衛党建設をうち出したこと。⑧「一定の条件」の下では「さしあたって一致できる目標の範囲での統一戦線政府」をも作るべきことを提示したこと。⑨「民主主義闘争」としての反独占闘争」論。⑩革命の展望に関して「民族民主統一戦線政府」→「民主勢力の広範な統一と大衆闘争の前進」→「革命政府＝人民民主連合独裁＝人民共和国」→「社会主義的変革に急速にひきつづき発展」→「労働者階級の権力＝プロレタリアート独裁、生産手段の社会化、計画経済＝社会主義日本」→「共産主義の高い段階」という「プログラム」を示したこと。――などに要約できる。

この綱領は従って、次のような多くの誤りに彩られたものである。①当面の目標をプロ独とせず、様々な中間段階のようなものを当面の目標としている。そして将来のプロ独（プロレタリア執権？）についても、一国的なものしか主張しない？ ②革命の性格を「客観情勢」だけから規定し、諸階級勢力の相互関係と革命運動の発展の見地から評価せず、従って革命の類型論を固定化させている。③「敵の出方」論によって、第一に暴力革命と流血革命を故意に混同させ、第二に事実上平和革命論におちこむことによって人民の武装解除を進めた。④ブルジョア議会を讃美し、現在の支配の道具としての性格をあいまいにし、プロレタリアートの利用にとっての限界性を無視・否定している。⑤これまでの「部分的要求の綱領」（即ち最小限綱領）としての行動綱領をやめ、言葉通りの意味での行動綱領を導入したのであるが（「すべての人民の要求と闘争を発展させる」）、それが民族民主統一戦線作りとして転倒させられ、統一戦線作りのための党活動およびプロレタリアートの運動であるかのようにさせられていること。⑥権力規定を実践的には民族主義的に歪曲し、他方観念上では「真の独立＝人民権力樹立」なることばのもとであそびに陥っている。⑦大衆的前衛党建設をかかげることによって党員の水増しを自己目的化し、党の中央集権的で活動的な強化をあいまいにさせ、選挙闘争によって結合する組織への変質を準備したこと。⑦「一致できる範囲での統一戦線」をうたい、「統一戦線」の内容を段階級的に薄める可能性を準備したこと。⑨独占体に反対する闘争を民主主義闘争の枠におさえこむことを示したこと。⑩革命の段階を設定し、改良政府（民民政府）→革命政府その一（人民連合独裁）→革命政府その二（プロ独）として自然発生性にゆだねられた「連続的発展」論を空論的に主張し、さらに綱領的内容での要求をも第一段階（？）にあたる改良政府作りに集約すべきだとして決定的に狭めたのである。」

その二（民族民主統一戦線政府）→革命政府その一（独立・民主日本）→革命政府その二（社会主義日本）という形でまのびさせられたものとなったと評価できるのである。

しかも、この「連合政府」構想が規約・綱領改訂と同時に決定されていることも特徴的である。十一回大会では、「民族の党、国民の党」規定などを行い、十二回大会でも次のような改訂を行った。①「プロレタリア独裁」の事実上の否定（「独裁」という用語の「執権」という用語への変更）や、②国会を「人民に奉仕する道具にかえ」るのをやめ、「人民に奉仕する機関にかえ」る方が良いだろうとしたことや、③十一回大会にひきつづく一連の規約改訂（たとえば革命を労働者階級の事業とせず、党と労働者階級の事業とする変更。党の任務を革命の援助と指導としていたのを、革命のために先進的役割をはたすものとした変更。党員条件の緩和。――但し、十一回大会の変更の方が重大な意味を持っている）やらが十二回大会で同時に決定されているのである。

これらの改訂は、①②は、第十一回大会で現在の日本の議会を「国の最高機関とする」という規定が社会主義社会まで通用するものと述べた決議をうけついで、さらに権力問題をあいまい化させ、実践上はブルジョアシーとの協調や改良主義の枠内への階級闘争の封じこめをねらっているものであり、他方では③は党の任務を選挙闘争を軸としたものとして構想しその規準の下での党組織の編成がえを行っているものに他ならない。（後者について、党の任務の項の改訂理由としては、現在の日本は「代議制度やマスコミが発達し」ていることを最重点の理由にあげている）

要するに、十一回―十二回大会を通じた規約・綱領改訂と、「民主連合政府」提起は日共の新たな変質を示すものであった。」

B「民主連合政府」構想のもちこみの役割

六一年綱領との関係で「民主連合政府」の位置付けは、どのようなものか。それは言葉上は、綱領の中の「さしあたって一致できる目標の範囲での統一戦線政府」という規定にあたるものであるが、実際上はより「段階」的に固定化されたものと言うことができる。すなわち、六一年綱領の規定の場合には、六〇年安保時の安保改定阻止国民会議などを事実上の統一戦線とみたてて、「民主的選挙管理内閣」や「安保反対民主連合政府」を単にスローガン的に提起した事をうけて規定したものであった。従って、宮本は、この政府提起の部分について「段階的発展をあらかじめ決定しているのではない」とか「現実に統一戦線が存在する場合」に問題になるのだとか強調していたのである。（『綱領（草案）について』六一年また九回大会決議も同じ）この六一年以後いくつかの「民主連合政府」のスローガン提起を日共は行っているが、いずれも「安保反対、憲法改悪反対」のような政策反対を中心とする大衆運動の「もりあがり」に対応したスローガン的なものとしてうち出されてきたものにすぎなかったのである。しかし、現在唱えられている「革新三目標に基く民主連合政府」は、むしろ民族民主統一線戦政府の一歩手前にある段階のようなものとなっているのであり、「政府綱領提案」は六一年綱領の行動綱領の一歩手前にある第二の行動綱領のようなものとされてしまっているのである。「革新三目標に基く民主連合政府」の原型となった十一回大会での「民主連合政府」（これは、宮本自身の主張では「厳格に言えば宣伝のスローガン」にすぎなかったが）は次のように位置付けられたのである。「統一戦線の結成の複雑な過程を考慮して……民族民主統一戦線を一貫してのぞんで努力しながらも、それに至る過程として当面……民主勢力のなかにつねに確認されている一致点にもとづく統一戦線の結成を重視しているのであります。」「今日の情勢が提起している課題はまさにさしあたって平和中立民主生活向上という目標の範囲で一致できる民主勢力を結集した統一戦線の結集であり、それを土台にした民主連合政府の樹立である」

従って日共の革命の展望自身が改良政府その一（民主連合政府）→【国民自身の選択】→改良政府その二（民族民主統一戦線政府）→革命政府その一（独立・民主日本）→革命政府その二（社会主義日本）という形でまのびさせられたものとなったと評価できるのである。

しかも、この「連合政府」構想が規約・綱領改訂と同時に決定されていることも特徴的である。十一回大会では、「民族の党、国民の党」規定などを行い、十二回大会でも次のような改訂を行った。①「プロレタリア独裁」の事実上の否定（「独裁」という用語の「執権」という用語への変更）や、②国会を「人民に奉仕する道

C「革新統一戦線」「民主連合政府綱領」提起の「理論」

現在の日共の「民主連合政府」構想は、七〇年十一回大会での「五項目の任務に基く民主連合政府」構想（これ自身は「安保、沖縄問題での勝利の大道」ともされていた）を土台として、七一年一月の「革新三目標」提起（①日米軍事同盟と手を切り、日本の中立をはかる、②大資本中心の政治を打破し、国民のいのちとくらしをまもる政治を実行する、③軍国主義の全面復活・強化に反対し、議

改良主義の枠内への階級闘争の封じこめをねらっているものであり、他方では③は党の任務を選挙闘争を軸としたものとして構想しその規準の下での党組織の編成がえを行っているものに他ならない。（後者について、党の任務の項の改訂理由としては、現在の日本は「代議制度やマスコミが発達し」ていることを最重点の理由にあげている）

要するに、十一回―十二回大会を通じた規約・綱領改訂と、「民主連合政府」提起は日共の新たな変質を示すものであった。」

「わが党の躍進がきりひらいたもっとも重要な政治的展望は、七〇年代のおそくない時期に民主連合政府を樹立することをめざした、すべての革新勢力の統一戦線結成という展望である。今日の情勢はすでに革新統一戦線を結成しうる客観的諸条件を成熟させており、民主連合政府樹立の目標は、今日、当面する政治闘争で民主勢力の共同の目標を示す、実践的スローガンに発展しつつある。それにもかかわらず、その主体的条件が大きく立ちおくれている点に、現情勢の最大の問題点がある」「あらゆる困難と障害のうちから、七〇年代に民主連合政府樹立の事業を成功させることを日本の民主勢力になっている歴史的責務として提起した」

これらの主張は、日共の当面の目的意識的な運動のほとんどすべてが「革新統一戦線―民主連合政府」なるものに集約されてきたしされるべきだと言っていることを意味する。

しかし、この「条件の成熟」とか、「わが党の躍進」とか言っているのは、基本的にはブルジョア中央議会、地方議会への日共の進出や、実質上、いわゆる「保革逆転」ムードのことを言っているのにすぎない？ 彼等の「党勢の拡大」とか、大衆闘争での影響力とかも、この選挙闘争、議会闘争を軸に組み立てられているからである。

いわく、「七〇年代の諸条件の下では、国会選挙の一つひとつが、政治的力関係の変革をめざす党と民主勢力の闘争全体の結節点としての意義をもっており、選挙戦での党の前進の度合が、国政革新のテンポと方向を決定する」

現在においてばかりでなく、将来においても保持するという「人民的議会主義」の現在の三つの主要内容の一つとして日共は「民主連合政府」を定式化している。従ってまた議会による「適法的な」統一戦線政府の樹立が権力獲得への最重要な条件かのようにされているわけであるが、現在の運動において、こうした議会多数派形成としての「革新統一戦線―民主連合政府」の形成を政治的集約点とすることになっているのである。これはブルジョア議会主義への協調と鼓吹にほかならない。

第二に、この間、日共は、いわゆる「新日和見主義」の排除を行ってきたのであるが、それに関する日共中央の主張は「大衆運動唯一論」への批判として、選挙闘争や党建設の任務を対置するものであった。このことを通じて、彼等は従来主張してきた大衆運動の前進によって「革命政府」への転化を達成するとか、米帝の反革命介入をふせぎうるとかいうデタラメな空論的主張を自ら粉砕してしまったのである。この点における彼らの主張はこうなのである。「日本共産党が、……野党第二党に進出したことは、国政と地方政治のうえでの党の発言権をつよめるとともに、人民の利益の擁護、政治の革新をめざす国会内外の闘争を発展させる重要な条件となった」（これは引用者が恣意的な引用をしたのではなく、実際に『日本人民の闘争の指導的な推進力としての日本共産党の役割』という項目の筆頭内容なのである！）「人民の闘争への党のこれらの貢献が、路線の正しさとともに、党建設および選挙闘争での躍進によってさらに高められていることを重視する必要がある」と。

つまり、日共は、改良主義的に「適法的」政府樹立をかかげる中で、十一回大会で決めたような「社会的階級的道義の尊重」のようなことばかりふりまわし、大衆運動のいささかの戦闘的展開をも抑圧することにしたのであり、そのことによって、過去のような、大衆運動のもりあげに補完されたものとしての議会での権力獲得のような構想から、一層議会主義的な純化を示しているのである。（なお、この点に関連して、六一年綱領の「二つの敵」論は、今日ではなし崩し的な事実上の「従属的帝国主義」論と、排外主義の立場からして、反独占闘争と、国際・国家主権擁護運動に分解してしまっていることも指摘しておかねばならない）

第三に、特に大衆運動にかかわっての党活動は党建設と大衆運動の「三本足の活動」を原則とすると主張されてきたのであるが、右のように「党建設、選挙闘争」が改良政府樹立運動一色のものとなり、他方では、大衆運動が政策反対や改良要求なのであるから、日共の日常的活動は改良のための運動を一歩も出ることのできないものにならざるをえないのである。そして、大衆運動をかれらの「選挙闘争」に従属すべきものとして抑制しているのである。

紙数もないので、以上で「民主連合政府綱領」提起の理論的＝実践的構造の批判をおわり、それを提起してゆくことの結果の批判に移ることにしよう。

D「政府綱領」もちこみ運動の実践上の反動的役割

Bに指摘したように、「政府綱領」提案は、日共党組織の第二の行動綱領であるかのようになってしまっている。このことは、この「政府綱領」なるものが統一戦線での妥協結果としての文書ではなく、日共自身が「情勢の要求」としてあたかも段階級的な「客観的要請」なるものであるかのように持ち出していることを反映している。彼らは次のように言っている。「本大会で民主連合政府綱領の提案を決定したらこれをただちに幾百幾千万の広範な大衆のあいだにもちこみ、宣伝することが重要です。また、この民主連合政府をどうやってつくるのかという問題、革新統一戦線を結成し、選挙で自民党などをうちやぶり、国会の多数を基礎に、正々堂々と政府を樹立するという国政革新の道すじや方法の問題も、あわせて宣伝していかなければなりません」などと自分達の六一年綱領行動綱領をすら吹きとばして、「民主連合政府綱領提案」の宣伝者にまでなり下れと言っているのである。

そこで、我々もこの「政府綱領」提案の個々の主張が（なにしろ、日共自身の主張であるわけだから）どんなにすばらしいものか見てみることにしよう。もっとも、日共自身が大会報告で〝機関からの報告によれば、ごく一部ですが政府綱領提案を読んだ感想として、一方では、「弱い改良でガッカリした」「さびしくなった」などという声があり〟などと告白しているので、我々としてもいささか不安になるわけではあるが……。

「第一部、日米軍事同盟と手を切り、日本の平和・中立化で安全を保障する」この項は、「日米安保条約の適法的廃棄通告」、「中立法制定」、「平和五原則にもとづく自主・平和外交」、「一致できる範囲での自衛隊政策」、「真の集団安全保障体制」などを骨子としている。

まず、この第一部がなぜ「政府綱領」の最初に来るのであろうか、しかも「日本の安全を保障する」というような項がある。このような主張の仕方は、「日本」の安全なるものを排外主義的に主張するものではないのか？ そして、改良政府の下での独占資本の対外進出をすら擁護するものではないのか。そこで「政府綱領」は、領土問題についてどういう態度をとっているか、経済侵略についてどういう態度をとっているかを見てみよう。領土問題について「政府綱領」は、ハボマイ、シコタン、千島列島（千島全部！）の返還をはかるとし、他方釣魚台諸島略奪については何も問題がないかのように何も述べていない。これが排外主義でなくて何であろうか？ 他方、経済侵略については、次のようにのべている。「帝国主義的な『経済援助』や資本進出をやめて、アジアの発展途上国にたいし、自主的、民主的、平和的な経済・技術協力をすすめる」と。ここで言っている「自主的、民主的」というのは、アジア各国にとっての自主的、民主的ということではないのである。アメ帝からの自主性、「協力計画の公開」という意味での民主性のことなのである。これでは実際にはまるで経済侵略の奨励である。しかも「発達した工業国として……経済・技術協力を積極的に進める」などと高慢にも（別の所で）述べている。これでは、口先で「新植民地主義反対」などと唱えても、決して経済侵略を抑止するものではなく、むしろ推進するものになってしまうではないか？ そうして、現在の日帝の経済侵略に対しても、「アメリカ帝国主義のアジア支配政策とむすびついた帝国主義的な『経済援助』」でなければ良いかのような主張をすることになるではないか。

次に、アメリカ帝国主義の軍隊の撤退について、「適法的廃棄通告」、交渉による一年以内の米軍撤退ができるかのようにしている。ところで、日共六一年綱領を作った当時の宮本の主張はこんなものではなかったようだ。「アメリカ帝国主義の支配は日本人民への権力支配としてつかむのが正

〈九九号三面続く〉